
2017 年版 上場企業 監査人・監査報酬 実態調査報告書

2017 年 3 月 31 日

監査人・監査報酬問題研究会

本年度責任者 町田 祥弘 (青山学院大学)
林 隆敏 (関西学院大学)
松本 祥尚 (関西大学)
佐久間義浩 (東北学院大学)
高田 知実 (神戸大学)
堀古 秀徳 (関西学院大学)

目次

1. はじめに	1
2. 日本の監査報酬の実態分析	3
(1) 調査の期間、対象及び方法	3
(2) 監査証明業務報酬額の概況	3
(3) 監査証明業務報酬額の推移	7
(4) 対売上高比率・対総資産比率による分析	8
(5) 資本市場別の分析	14
(6) 業種別の分析	15
(7) 監査人別の分析	26
(8) 増減分析	27
(9) 監査証明業務以外の業務に基づく報酬の内容	30
(10) 監査人交代企業の分析	31
(11) ガバナンス形態別の分析	34
(12) IFRS 適用前後の分析	36
(13) 日米比較	38
3. 日本公認会計士協会からの委託事項の調査	39
(1) 日本公認会計士協会からの委託事項	39
(2) アメリカの開示規定	39
(3) 開示内容の日米比較：事例分析	40
(4) 日米比較の補足分析	43
4. 監査報酬の実証分析	46
—IFRS の適用が監査報酬へ及ぼす影響に関する分析—	
(1) 問題の所在と分析目的	46
(2) 代表的な先行研究と検証課題	47
(3) サンプルと分析モデル	48
(4) 単一変量の分析結果	50
(5) 多変量の分析結果	53
(6) 結論	55
5. おわりに	56
参考文献	58
執筆者紹介及び担当箇所一覧	59

1. はじめに

日本における上場企業は、2004年3月期以降に提出される有価証券報告書から、監査報酬の内容を監査契約に基づく監査証明に係る報酬とそれ以外の報酬とに区分して開示することが求められている。さらに、2008年3月期以降に提出される有価証券報告書からは、「コーポレート・ガバナンスの状況」において、提出会社と連結子会社に区分した統一様式で、監査報酬と非監査報酬を記載することが要求されている。

本調査報告書は、日本公認会計士協会からの委託研究の成果として、2015年度（2015年4月期決算より2016年3月期決算に至るまでの年度をいう）における日本の全上場企業の監査人及び監査報酬に関する有価証券報告書記載情報に基づく実態調査結果を纏めたものである。

本調査研究の目的は、監査報酬を1つの手がかりとして、日本における上場企業の監査の実態を明らかにすることにある。本調査研究によって毎年の監査報酬等に関するデータが蓄積されることは、研究上の貢献として、いわゆるアーカイバル型の監査実証研究のインフラ整備に繋がるものと期待される。また同時に、監査業務はクライアント毎に異なるテイラーメイド型の高度専門職業サービスであるにもかかわらず、あたかもコモディティのような価格競争が行われている現状において、本研究の成果の蓄積によって、コモディティ的な価格競争が排除され、監査報酬の適正化に資することが期待される。

日本公認会計士協会からの委託を受けた本研究会の調査研究は、2006年度に開始された。過年度分の調査・研究の成果については、以下を参照されたい。

- (1) 2006年度から2010年度までの調査・研究成果は、監査人・監査報酬問題研究会『上場企業監査人・監査報酬白書』（日本公認会計士協会出版局）2008年版～2012年版に収録されている。
- (2) 2011年度から2014年度分については、日本公認会計士協会ウェブサイトにおいて、それぞれ「『2013年度版 上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』の公表について」、「『2014年度版 上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』の公表について」、「『2015年度版 上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』の公表について」、及び「『2016年度版 上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』の公表について」として公表されている。なお、本年度も書籍の発刊は行なわれず、本調査報告書は日本公認会計士協会ウェブサイトにおいて公表される。
- (3) その他、2006年度から2010年度までの5年間の委託研究の成果に、監査報酬に関連する諸問題の考察やアンケート調査結果の分析等を加筆した研究書として、監査人・監査報酬問題研究会『わが国監査報酬の実態と課題』（日本公認会計士協会出版局、2012年）が発刊されている。

以下、本調査報告書の本論は、2. 日本の監査報酬の実態分析、3. 日本公認会計士協会からの委託事項の調査、及び4. 監査報酬データを用いた実証分析から構成されている。

このうち、2.では、本年度（2015年度）の監査報酬等のデータを用いて、ここ数年のわが国の監査報酬等の動向を確認している。なお、本年度から、昨年度までの調査項目に一部加筆修正している。具体的には、IFRS適用企業における監査報酬、企業のガバナンス形態による監査報酬の相違、監査人の交代後の監査報酬の動向、監査報酬指標等の項目を追加するなどしている。また、

昨年度まで、独立した章として掲載してきたアメリカにおける監査報酬の動向についても、項目を絞って、2.の一部として掲載している。

続く3.では、本年度から、日本公認会計士協会からの個別の委託事項を取り扱うこととした。日本公認会計士協会からは、次のような委託事項が寄せられた。

- 「諸外国における監査報酬に係る開示制度の比較分析——各国における開示の相違とその背景（制度趣旨）について」

そこで、本年度は、アメリカにおける監査報酬の開示制度をわが国との対比において検討している。他の国々については、次年度以降、改めて取り組む予定である。

最後の4.では、毎年、さまざまな角度からの実証研究を試みているところであるが、本年度は、IFRSの適用が監査報酬へ及ぼす影響に関する分析を行っている。

既述のとおり、本調査研究の課題は、監査報酬を手がかりとして、わが国における上場企業の監査の実態を明らかにすることにある。日本公認会計士協会からも、毎年度「監査実施状況調査」が有用な情報として公表されているが、当該調査が監査概要書を元にした非公開データに基づくのに対して、本研究会の調査研究は、有価証券報告書に開示された公開データに基づいていることと、独立的な立場にある研究者による調査研究であることに特徴がある。

最後に、本研究会が2007年度から今回まで10年間にわたり継続的に調査・研究を行うことができたのは、本研究の重要性を理解し、本調査・研究を委託してくださっている日本公認会計士協会の歴代会長、並びに、現在の関根愛子会長ほか関係各位のご支援の賜物であり、深く感謝申し上げます。本研究会による調査研究の成果が日本の公認会計士監査制度の一層の充実・発展に些かなりとも貢献できれば幸いである。

(町田 祥弘)

2. 日本の監査報酬の実態分析

(1) 調査の期間、対象及び方法

日本における上場企業は、2004年3月期以降に提出された有価証券報告書から、「提出会社の企業統治に関する事項」に監査報酬の内容（監査契約に基づく監査証明に係る報酬とそれ以外の報酬に区分した内容）を開示することが求められている。当初は任意開示であったが、その後、2008年3月期以降に提出された有価証券報告書からは、「コーポレート・ガバナンスの状況」の区分において、監査報酬と非監査報酬を提出会社と連結子会社に区分した統一様式によって記載することが義務付けられ、現在に至っている。

本研究会による調査は、当該記載に基づく開示データを基礎としており、その調査方法の概要は、以下のとおりである。

- 調査期間——2015年4月期決算から2016年3月期決算に至る1年間。
- 調査対象——2016年3月末時点において日本の証券取引所に上場しており、有価証券報告書を提出したすべての上場企業3,612社のうち、(株)東芝¹を除く3,611社。
- 調査方法——監査報酬及び監査人に関する一連のデータは、株式会社インターネットディスクロージャー社から提供を受けたデータを基礎として、本研究会メンバーが自らEDINETを通じて各社の有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」、監査報告書、及びその他の資料から手作業により収集したものを利用している。

なお、本調査において対象とするのは、連結ベースでの監査報酬であり、以下では、とくに断りがない限り、「監査証明業務に基づく報酬」という場合、有価証券報告書の提出会社とその連結子会社における監査証明業務に基づく報酬の合計額を意味している。

以下、2015年度（2015年4月期決算から2016年3月期決算）に係る日本の上場企業の監査報酬及び監査人の実態に関する調査・分析結果を紹介する。

なお、2015年度の監査報酬の動向を分析する上で考慮すべき環境要因としては、大きな監査制度改定や監査基準の改訂はなかったものの、2015年5月に明らかとなった(株)東芝の粉飾決算事件（日本経済新聞社[2015]）によって、それ以降の監査実務上の対応において厳格な対応が図られるようになったことの影響があった可能性は否定できない。

(2) 監査証明業務報酬額の概況

〔図表1〕は、調査対象企業3,611社の監査証明業務に基づく報酬の概要を示している。

¹ (株)東芝は、2015年度の監査証明業務報酬が連結ベースで5,342百万円となっている。（2014年度は1,025百万円）。これは過年度決算の訂正に伴う監査証明業務報酬が含まれているためである。その金額的な大きさもあることから、以下の分析においては、同社を除いて考察することとした。

[図表 1] 監査証明業務に基づく報酬の概要

項 目	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	3,559	3,611
合計（百万円）	218,453.51	222,147.19
平均（百万円）	61.38	61.52
最大（百万円）	4,258.00	4,824.00
中央値（百万円）	30.00	30.00
最小（百万円）	5.00	5.00
標準偏差	168.30	171.89

2015 年度の監査証明業務に基づく報酬の平均及び合計は、上場企業数の増加を考慮しても、2014 年度と比べて若干増加している。同様の傾向は 2013 年度及び 2014 年度にもみられ、2012 年度までの監査報酬の減少傾向から、ここ 3 年間は、わずかではあるが上昇傾向へと転じているといえよう。

また、監査報酬の分析を行うにあたって留意しなければならないことの 1 つに、アメリカの証券取引委員会（Securities and Exchange Commission：以下、SEC）に登録している企業等²が支払った監査報酬額は、日本の他の企業に比べて非常に大きい金額であるという点がある³。日本の会計基準等に基づく財務諸表の作成とそれに対する監査手続とは異なる場合があることや、それが故に海外、特にアメリカにおける監査報酬は日本よりも非常に高額であることから、SEC 登録企業等を他の上場企業と同じサンプルとして扱うことは適切ではないと考えられる。[図表 2] は

² SEC [2015] によれば、2016 年 3 月末における日本の上場企業のうち、SEC に登録している企業は次の 17 社である（2015 年 12 月 31 日現在）。（株）UBIC（現（株）FRONTEO）、（株）インターネットイニシアティブ、日本電産（株）、パナソニック（株）、ソニー（株）、（株）アドバンテスト、京セラ（株）、トヨタ自動車（株）、本田技研工業（株）、キヤノン（株）、（株）三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、（株）三井住友フィナンシャルグループ、（株）みずほフィナンシャルグループ、オリックス（株）、野村ホールディングス（株）、日本電信電話（株）、（株）NTT ドコモ。（この他に、（株）横浜銀行も、2015 年 12 月末時点では SEC 登録企業であったが、同社は、2016 年 4 月に東日本銀行と経営統合し、持ち株会社コンコルディア・フィナンシャルグループを形成したため、2016 年 3 月末時点では非上場となっていることから、本研究の分析対象から外れている。）

各社の有価証券報告書によって確認したところ、このうち、（株）三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、（株）三井住友フィナンシャルグループ、（株）みずほフィナンシャルグループ、（株）UBIC の 4 社は、日本基準で財務諸表を作成している。

また、同様に、各社の有価証券報告書によれば、SEC 登録企業ではないが、かつてわが国における連結会計基準導入の経緯により、SEC 基準の適用が認められ、今なお適用している企業は次の 10 社である。日本ハム（株）、（株）ワコールホールディングス、富士フイルムホールディングス（株）、（株）小松製作所、（株）クボタ、三菱電機（株）、（株）マキタ、オムロン（株）、TDK（株）、（株）村田製作所。（この他に、（株）東芝も SEC 基準適用企業であるが、このうち前述の理由により本研究の分析対象からは外している。）

本研究では、以下、これら 27 社を一括して「SEC 登録企業等」と称する。

³ このような傾向は、昨年までの、監査人・監査報酬問題研究会による報告書でも明らかにしている。

SEC 登録企業等とそれ以外の上場企業の監査証明業務に基づく報酬の概要を比較したものである。

さらに、近年、増加傾向にある IFRS の任意適用企業についても、本年度からは別建ての項目とした。

[図表 2]SEC 登録企業等、非 SEC 登録企業等及び IFRS 適用企業の概要比較

Panel 2-A

項 目	SEC 登録企業等		SEC 登録企業等以外			
			IFRS 適用企業		その他の企業	
	2014 年度	2015 年度	2014 年度	2015 年度	2014 年度	2015 年度
企業数 (社)	29	27	59	81	3,473	3,505
合計 (百万円)	29,249.55	28,617.00	21,088.00	23,933.61	169,250.96	170,604.58
平均 (百万円)	1,008.61	1,059.89	357.42	295.48	48.73	48.67
最大 (百万円)	4,258.00	4,824.00	2,021.00	1,966.00	1,744.00	1,823.00
中央値 (百万円)	531.00	571.00	141.00	120.00	30.00	29.80
最小 (百万円)	110.55	127.00	34.00	15.00	5.00	5.00
標準偏差	1,118.88	1,240.63	489.15	420.20	77.25	77.79

(注) Panel A, B ともに、2014 年、2015 年ともに SEC 登録企業等であり、かつ IFRS 適用企業が 2 社あり、それぞれを SEC 登録企業等及び IFRS 適用企業として処理している。同様に、(株)東芝を除くとともに、売上高データのない 2 社を除いている。

Panel 2-B

		総資産額 (連結) (百万円)	売上高 (連結) (百万円)	監査報酬 (百万円)
項 目				
SEC登録企業等	IFRS	企業数 (社)	2	2
		合計 (百万円)	18,439,745.00	14,763,262.00
		平均 (百万円)	9,219,872.50	7,381,631.00
		最大 (百万円)	18,229,294.00	14,601,151.00
		中央値 (百万円)	9,219,872.50	7,381,631.00
		最小 (百万円)	210,451.00	162,111.00
		標準偏差	12,741,246.07	10,209,943.10
	IFRS除く	企業数 (社)	25	25
		合計 (百万円)	855,177,152.69	99,583,792.02
		平均 (百万円)	34,207,086.11	3,983,351.68
		最大 (百万円)	298,302,898.00	28,403,118.00
		中央値 (百万円)	3,363,674.00	1,854,964.00
		最小 (百万円)	12,918.79	10,553.01
		標準偏差	75,529,380.39	5,826,144.76
SEC登録企業等以外	IFRS	企業数 (社)	81	81
		合計 (百万円)	201,215,177.80	112,005,097.25
		平均 (百万円)	2,484,138.00	1,382,778.98
		最大 (百万円)	29,546,776.00	14,601,151.00
		中央値 (百万円)	535,155.00	424,485.00
		最小 (百万円)	3,390.31	1,016.67
		標準偏差	5,006,485.91	2,529,406.24
	IFRS除く	企業数 (社)	3,505	3,503
		合計 (百万円)	1,810,986,332.82	559,338,796.81
		平均 (百万円)	516,686.54	159,674.22
		最大 (百万円)	291,947,080.00	14,257,541.00
		中央値 (百万円)	28,815.18	28,956.60
		最小 (百万円)	139.18	37.61
		標準偏差	6,522,229.21	600,588.18

〔図表 2〕 から明らかなように、企業規模等の条件の相違はあるとはいえ、SEC 登録企業等 27 社及び IFRS 適用企業 81 社と「その他の企業」3,505 社とでは、監査報酬に大きな差異が認められる。

このうち SEC 登録企業等については、上記の理由によるものと考えられるが、IFRS 適用企業の監査報酬が高い理由としては、1) もともと高い監査報酬の SEC 登録企業等が IFRS 適用企業へ変更したケースが含まれること、2) 比較的、企業規模の大きな企業が IFRS を適用する傾向にあること、3) 日本基準と IFRS 適用に伴って監査手続の相違が生じるケースがあることが推察される。

これらの理由については、今後、IFRS 適用企業がさらに増加し、また、SEC 登録企業等から IFRS 適用企業へと変更した企業の適用 2 年度目以降の傾向を検討することで明らかになると思われることから、次年度以降の分析において検討することとしたい。また、本報告書では、第 4 章において、IFRS の適用初年度における監査報酬への影響を分析しているが、監査報酬の決定要因の分析ではないことから、そうした点についても、次年度以降の分析において検討することとしたい。

SEC 登録企業等の監査報酬額の高さは [図表 3] から確認できる。[図表 3] は、監査証明業務に基づく報酬の支払額が高い企業上位 10 社を並べたものである。このうち、SEC 登録企業等は 7 社であり、IFRS 適用企業 3 社も過年度においては SEC 登録企業等であったことを考慮すれば、監査証明業務に基づく報酬の高い企業のほとんどは、SEC 登録企業等であると解釈できる。

[図表 3] 監査証明業務に基づく報酬の上位企業 10 社

企 業	決算期	主要上 場市場	業 種	監査証明業務 報酬 (百万円)	企業の種別	2014 年 度順位	2013 年 度順位
A 社	3 月	東 1	銀行業	4,824	SEC 登録企業等	1	1
B 社	3 月	東 1	銀行業	3,704	SEC 登録企業等	2	2
C 社	3 月	東 1	銀行業	3,639	SEC 登録企業等	3	3
D 社	3 月	東 1	情報・通信業	2,810	SEC 登録企業等	4	4
E 社	3 月	東 1	卸売業	1,966	IFRS 適用企業	6	5
F 社	2 月	東 1	小売業	1,823		7	8
G 社	3 月	東 1	電気機器	1,658	IFRS 適用企業	5	6
H 社	3 月	東 1	輸送用機器	1,566	SEC 登録企業等	8	10
I 社	3 月	東 1	卸売業	1,446	IFRS 適用企業	9	7
J 社	3 月	東 1	卸売業	1,435	IFRS 適用企業		

そこで、以下では、わが国固有の特徴を導出するため、調査対象企業 3,611 社から上記の SEC 登録企業等 27 社を除いた 3,584 社を分析対象企業とする。

(3) 監査証明業務報酬額の推移

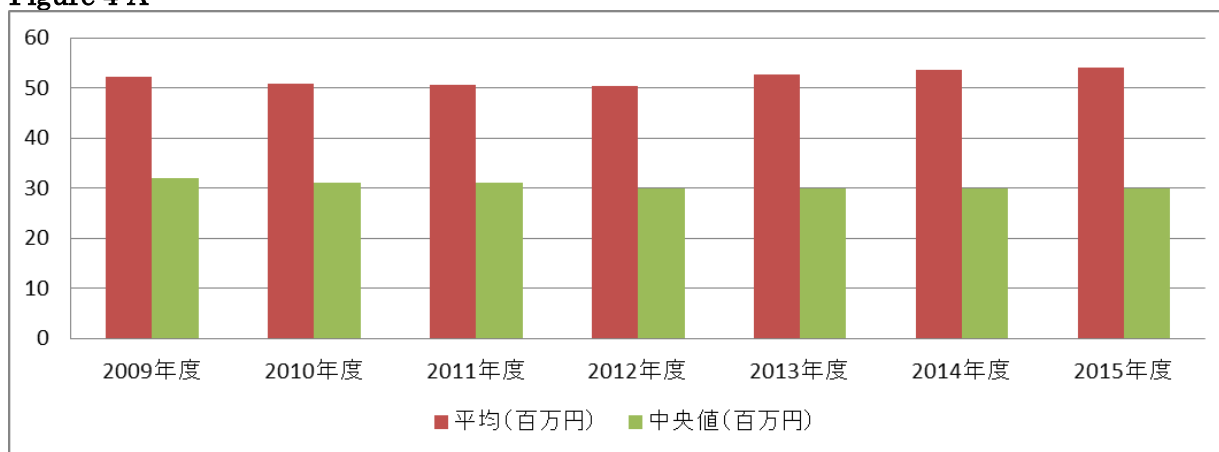
近年における監査報酬額の変化を確認するために、四半期レビュー及び内部統制監査の制度が導入された年度を起点として、現在までの推移を比較してみよう。[図表 4] を参照されたい。

[図表 4] 監査証明業務に基づく報酬の推移

	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数 (社)	3,643	3,577	3,530	3,508	3,499	3,530	3,584
合計 (百万円)	190,607.00	182,079.70	178,535.80	176,679.03	184,387.10	189,203.96	193,530.19
平均 (百万円)	52.32	50.90	50.58	50.36	52.70	53.60	54.00
最大 (百万円)	1,978.00	1,703.00	1,705.00	1,593.00	2,307.00	2,021.00	1,966.00
中央値 (百万円)	32.00	31.00	31.00	30.00	30.00	30.00	30.00
最小 (百万円)	6.00	6.60	7.00	4.76	4.76	5.00	5.00
標準偏差	82.39	77.96	80.37	82.27	102.29	105.78	105.03
増加率 (%)	4.75	-4.47	-1.95	-1.25	4.36	2.61	2.29

(注) 各年度とも、SEC 登録企業等を除く。

Figure 4-A



(注) 各年度とも、SEC 登録企業等を除く。

周知のとおり、日本企業の監査報酬平均額は、内部統制監査及び四半期レビューが導入された 2009 年度（3 月決算企業）または 2008 年度（3 月決算以外の企業）に前年度比で大幅に増加した。その後は、[図表 4] 及び Figure 4-A が示しているとおり、監査証明業務に基づく報酬額の平均は、2010 年度から減少傾向が続き、2012 年度に底を打って、本年度（2015 年度）まで微増ながら、増加してきている。

(4) 対売上高比率・対総資産比率による分析

一般に、監査報酬に係る研究では、被監査企業の企業規模が異なることによる影響を排除するために、各企業の監査報酬額を売上高によって除した対売上高比率や、総資産による対総資産比率が用いられる。また、過年度の本調査研究においても、わが国の監査報酬額と売上高及び総資産額との相関は、非常に強いことが確認されている。

そこで、過年度の分析との比較可能性の観点から、2009年度以降の対売上高比率及び対総資産比率を確認しておきたい。〔図表 5〕は対売上高監査証明業務報酬比率、〔図表 6〕は対総資産監査証明業務報酬比率の基本統計量である。

〔図表 5〕対売上高監査証明業務報酬比率

項目	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数 (社)	3,639	3,574	3,523	3,507	3,498	3,528	3,582
平均 (%)	0.333	0.324	0.315	0.309	0.686	0.277	0.275
最大 (%)	40.580	66.250	42.105	69.018	1,440.678	57.067	39.881
中央値 (%)	0.130	0.122	0.116	0.112	0.105	0.102	0.104
最小 (%)	0.001	0.001	0.001	0.003	0.003	0.003	0.002
標準偏差	1.159	1.625	1.446	1.633	24.379	1.491	1.085
増加率 (%)	0.071	-0.009	-0.009	-0.006	0.377	-0.409	-0.002

(注 1) 2015 年度のサンプルは、SEC 登録企業等 27 社を除く、分析対象企業 (3,584 社) から売上高データに不備のある 2 社を除いた 3,582 社である。他の年度についても、同様の処理を行っている。

(注 2) 2013 年度における対売上高比率 1,440.678%という異常値となる 1 社 (医薬品) を除いて、対売上高比率を計算し直すと、平均 (中央値) は 0.274% (0.105%)、標準偏差は 1.088、2013 年度の増加率は-0.035%、2014 年度の増加率は 0.003%となる。

[図表 6] 対総資産監査証明業務報酬比率

項目	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数 (社)	3,631	3,565	3,522	3,508	3,498	3,529	3,584
平均 (%)	0.272	0.265	0.262	0.262	0.212	0.198	0.204
最大 (%)	15.190	24.775	34.043	89.180	12.532	12.606	12.215
中央値 (%)	0.123	0.117	0.112	0.108	0.102	0.096	0.099
最小 (%)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
標準偏差	0.604	0.713	0.954	1.599	0.468	0.401	0.395
増加率 (%)	0.036	-0.007	-0.003	0.000	-0.050	-0.014	0.006

(注) 2015 年度のサンプルは、SEC 登録企業等 27 社を除いている。また、他の年度については、分析対象企業から総資産データに不備のある企業を除いて分析を行っている。

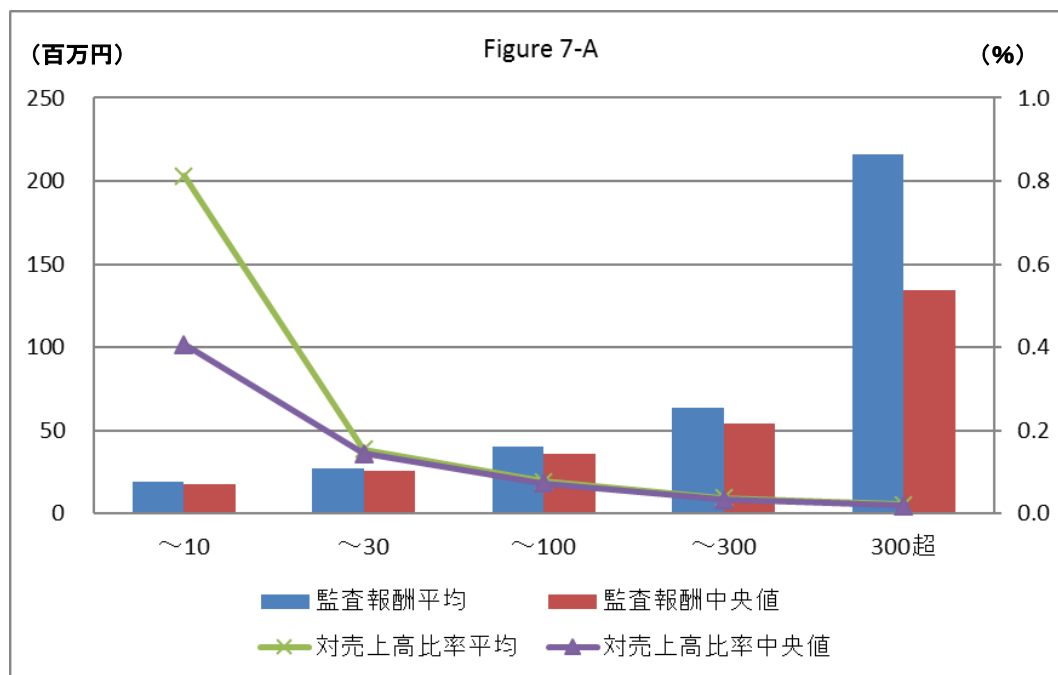
〔図表 5〕より、2015 年度は、〔図表 1〕で確認したように実際の監査証明業務報酬額は増加しているものの、対売上高監査証明業務報酬比率でみると、前年度比 0.002%の微減となっていることが判る。他方、〔図表 6〕に見られるように、対総資産監査証明業務報酬比率では、0.006%と微増となっている。

また、2009 年から 2015 年度まで、平均値で見ると、対売上高比率では概ね一貫して減少傾向にあり、対総資産比率では、2014 年度までの間、減少傾向にあったことがわかる。先の〔図表 4〕では、2012 年度を底に、監査証明業務報酬が増加傾向に転じたことを指摘したが、それはあくまで、絶対額の問題であり、対売上高や対総資産といった企業規模を一定の範囲で考慮した指標によれば、わが国の監査証明業務報酬額は、一概に増加しているとは言い切れない現状が見て取れるのである。

上述のとおり、監査報酬の分析にあたって対売上高比率を用いるのは、被監査企業の規模の影響を排除するためであるが、監査報酬には、監査事務所における固定費に該当する部分を賄うための定額が含まれると考えられるので、一般に、規模の小さい企業の対売上高比率は相対的に高くなることが明らかとなっている。そこで、監査証明業務に基づく報酬及び対売上高比率を売上高に応じて区分すると、〔図表 7〕のようになる。なお、サンプル企業は〔図表 6〕と同じである。

[図表 7] 監査証明業務報酬及び対売上高監査証明業務報酬比率

売上高（10 億円）	～10	～30	～100	～300	300 超
企業数（社）	478	598	643	386	323
合計（百万円）	17,704.90	23,209.07	35,587.51	32,016.87	84,985.05
監査証明業務報酬 平均（百万円）	19.00	26.89	40.08	63.40	215.70
最大（百万円）	161.00	86.50	130.00	582.00	1,966.00
中央値（百万円）	18.00	25.50	36.00	54.00	134.00
最小（百万円）	5.00	9.80	10.00	15.00	21.00
標準偏差	8.43	9.17	16.74	39.79	257.44
対売上高比率 平均（％）	0.8117	0.1553	0.0770	0.0384	0.0217
最大（％）	39.8809	0.4519	0.3846	0.2224	0.1860
中央値（％）	0.4071	0.1443	0.0724	0.0335	0.0189
最小（％）	0.1197	0.0501	0.0114	0.0069	0.0018
標準偏差	2.0304	0.0610	0.0333	0.0209	0.0160



[図表 7] から、監査証明業務報酬は、金額ベースでは企業規模に比例して増加するが、対売上高比率でみれば逡減するという傾向が確認できる。すなわち、売上高が 100 億円に満たない企業の売上高に対する監査証明業務報酬比率の平均（中央値）は 0.81%（0.41%）であるが、この比率は企業規模が大きくなるに従って次第に小さいものとなり、3,000 億円を超える売上高規模の企業では 0.02%（0.02%）と極端に小さく、両者の間には 40.5 倍（20.5 倍）の差がある。これは、

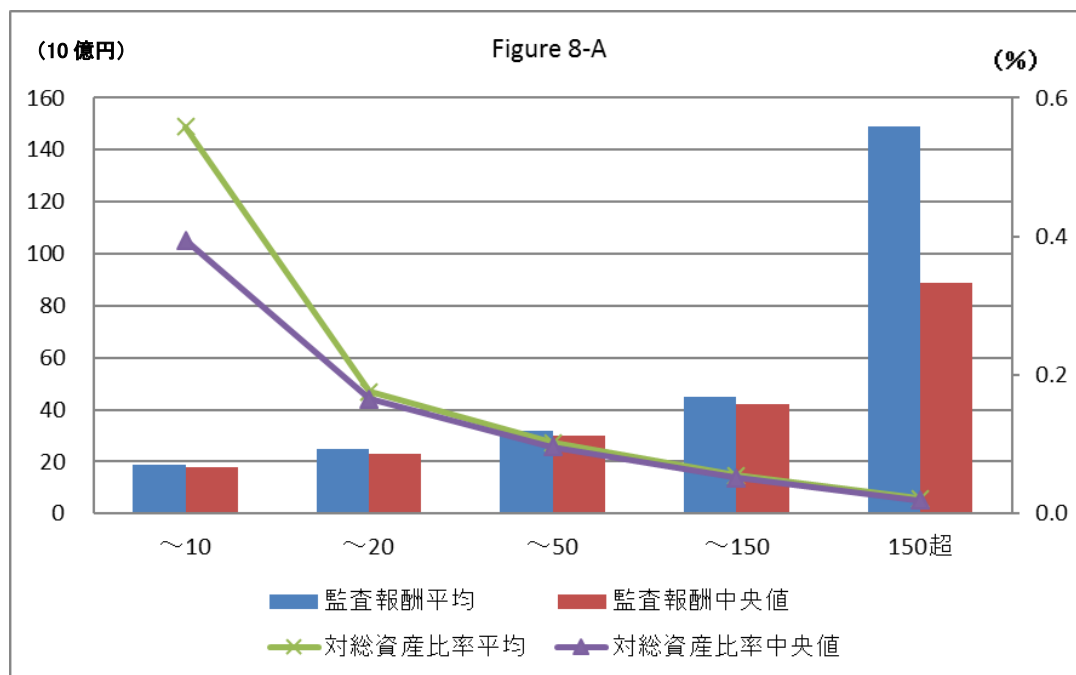
監査報酬には、監査事務所における事務経費等の固定費に該当する部分を賄うための定額が含まれることから、少なくとも、顧客企業の規模によって大きく変わることのない部分があることを含意している。

このことは、一方では、売上高が一定規模以上の企業にとっては監査報酬額の負担は小さく、規模の小さい企業にとっては負担が相対的に大きいといわれるゆえんであり、わが国をはじめ諸外国においても、中小規模の企業に対する監査の免除や、監査をレビューによって代替する議論が盛んに行われる背景といえる。

同様に、総資産についても、[図表 8] によって示しておくこととする。対象企業は、[図表 6] と同様である。対総資産比率に関しても、対売上高と同様に規模による差異が大きいことがわかる。

[図表 8] 監査証明業務報酬及び対総資産監査証明業務報酬比率

総資産（10 億円）		～10	～20	～50	～150	150 超
企業数（社）		910	540	744	650	740
監査証明業務報酬	合計（百万円）	16,984.72	13,489.73	23,691.56	29,152.31	110,211.87
	平均（百万円）	18.66	24.98	31.84	44.85	148.93
	最大（百万円）	78.00	161.00	80.00	149.00	1,966.00
	中央値（百万円）	18.00	23.00	30.00	42.00	89.00
	最小（百万円）	5.00	10.00	12.00	12.30	10.00
	標準偏差	6.73	10.85	10.70	16.74	203.08
対総資産比率	平均（％）	0.5583	0.1757	0.1027	0.0555	0.0216
	最大（％）	12.2148	1.0878	0.3502	0.1706	0.1509
	中央値（％）	0.3944	0.1652	0.0965	0.0515	0.0193
	最小（％）	0.1067	0.0620	0.0295	0.0122	0.0001
	標準偏差	0.6568	0.0752	0.0398	0.0222	0.0160



以上のことを踏まえて、[図表 9] を提示したい。

海外の専門紙誌においては、一般に、一定金額の売上高当たりの監査証明業務報酬を 1 つの指標 (indicator) として、当該年度の監査報酬や、(業種特性や企業規模を考慮した上で) 当該企業の監査証明業務報酬の水準を捕捉する方法がとられている。たとえば、アメリカであれば、「売上高百万ドル当たりの監査報酬」という指標である。

[図表 9] 監査証明業務報酬指標(監査報酬 Indicator)

項目	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
売上高 1 億円当たりの 監査証明報酬額 (百万円)	0.333	0.324	0.315	0.309	0.686	0.277	0.275
総資産 100 億円当たり の監査証明報酬額 (百万円)	27.225	26.523	26.181	26.227	21.184	19.810	20.408

(注) 2015 年度のサンプルは、SEC 登録企業等 27 を除く、分析対象企業 (3,584 社) から売上高データがない 2 社を除いた 3,582 社である。また、他の年度についても同様に、分析対象企業からデータに不備のある企業を除いて分析を行っている。

ここでは、売上高は 1 億円、総資産は 100 億円を単位とした。すなわち、本年度のわが国上場会社における売上高 1 億円当たりの監査報酬は 0.275 百万円である。他方、総資産については、総資産 100 億円当たり 20.408 百万円となる。

かかる指標については、先に述べたように、対売上高比率、対総資産比率が被監査企業の規模によって大きな差異があることから、時点比較によって、他社との比較や同業種内での比較を行うことには、必ずしも大きな意味があるわけではない⁴。重要なのは、かかる指標の推移や変化を見ていくことであろう。

今後、本調査研究を継続していく中で、これらの指標を基に検討を進めていきたい。

(5) 資本市場別の分析

ここでは、資本市場別の監査証明業務に基づく報酬の動向を分析する。わが国には、東京証券取引所第一部や第二部をはじめとして複数の証券市場があるが、新興企業向け市場という位置付けの東証マザーズ、ジャスダック、名証セントレックス、札幌アンビシャス、福岡 Q-Board とそれ以外の非新興市場という区分を用いる。この区分は過年度の分析と同じものである。[図表 10]を参照されたい。なお、比較のために対売上高比率も示している。

[図表 10] 資本市場別監査証明業務報酬

項 目	新興市場				非新興市場			
	監査証明業務報酬 (百万円)		対売上高比率 (%)		監査証明業務報酬 (百万円)		対売上高比率 (%)	
	2014 年度	2015 年度	2014 年度	2015 年度	2014 年度	2015 年度	2014 年度	2015 年度
企 業 数 (社)	1,056	1,034	1,054	1,032	2,474	2,550	2,474	2,550
合計	24,477	23,318	—	—	164,727	170,212	—	—
平均	23.18	22.55	0.631	0.630	66.58	66.75	0.127	0.127
最大	152.50	115.00	57.067	39.881	2,021.00	1,966.00	8.643	7.047
中央値	20.00	20.00	0.259	0.272	37.00	37.00	0.074	0.076
最小	5.00	5.00	0.009	0.009	8.40	7.77	0.003	0.003
標準偏差	13.56	11.93	2.665	1.938	123.80	122.01	0.265	0.265

(注) サンプルは、2014 年度は 3,528 社、2015 年度は 3,582 社である。なお、2014 年度及び 2015 年度ともに、SEC 登録企業等を除き、かつ、売上高データがない 2 社を除いている。

[図表 10] から、監査証明業務報酬額の平均（中央値）は、東証第一部や第二部といった比較的大規模な企業で構成される非新興市場では 66.75 百万円（37.00 百万円）であり、新興市場の 22.55 百万円（20.00 百万円）よりもかなり大きな値をとっているが、対売上高比率の平均（中央値）は、新興市場の 0.630%（0.272%）に対して非新興市場は 0.127%（0.076%）となっており、関係が逆転していることが判る。これは [図表 6] でも確認したように、監査証明業務報酬には監

⁴ そうした比較には、多くの先行研究がある標準監査報酬モデルによる分析が有用である。たとえば、次の文献を参照されたい。

町田祥弘「わが国における標準監査報酬モデルの検討」、監査人・監査報酬問題研究会『わが国監査報酬の実態と課題』日本公認会計士協会出版局、2012 年、第 6 章第 2 節所収。

査事務所における固定費に該当する部分を賄うための定額の部分があるため、被監査企業の規模に弾力性がほとんどない一定の下限が存在することを示していると解される。

(6) 業種別の分析

次に、業種別に監査証明業務報酬額を纏めてみよう。ここでは、証券コードによる業種分類（総務省の「日本標準産業分類」）による中分類 33 業種区分を採用した。やや大部になるが、過去に行ってこなかった分析項目であるので、過年度からの推移を〔図表 11〕のとおり纏めてみた。

〔図表 11〕業種別監査証明業務報酬額

1.水産・農林業	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	10	10	11	11	10	10	11
合計（百万円）	673	680.1	677	695.8	396.3	616.3	635.3
平均（百万円）	67.30	68.01	61.55	63.25	39.63	61.63	57.75
最大（百万円）	301.00	300.00	294.00	320.00	117.00	270.00	265.00
中央値（百万円）	34.50	35.00	31.00	31.00	33.50	31.00	27.50
最小（百万円）	12.00	12.00	12.00	10.00	9.00	9.00	9.50
標準偏差	87.48	87.04	82.82	90.15	31.49	79.66	75.22
増加率（％）	—	1.05	-0.46	2.78	-43.04	55.51	3.08

2.鉱業	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	8	8	9	8	6	7	7
合計（百万円）	581	595	622	590.435	500.25	596	622
平均（百万円）	72.63	74.38	69.11	73.80	83.38	85.14	88.86
最大（百万円）	198.00	218.00	202.00	199.00	221.00	235.00	257.00
中央値（百万円）	54.00	54.00	50.00	55.50	55.00	64.00	69.00
最小（百万円）	21.00	21.00	21.00	36.00	28.00	21.00	21.00
標準偏差	53.70	61.00	53.08	52.90	70.58	69.71	77.20
増加率（％）	—	2.41	4.54	-5.07	-15.27	19.14	4.36

3.建設業	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	181	177	172	171	173	172	177
合計（百万円）	8,886.00	8,474.10	8,140.00	7,984.91	8,279.61	8,384.26	8,397.35
平均（百万円）	49.09	47.88	47.33	46.70	47.86	48.75	47.44
最大（百万円）	417.00	407.00	370.00	374.00	380.00	393.00	350.00
中央値（百万円）	37.00	36.00	36.00	35.00	35.00	36.00	35.00
最小（百万円）	6.00	7.80	9.00	9.80	10.00	10.40	10.40
標準偏差	44.29	43.59	42.15	42.62	45.29	46.21	44.47
増加率（%）	—	-4.64	-3.94	-1.91	3.69	1.26	0.16

4.食料品	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	136	134	131	130	130	131	130
合計（百万円）	7,165.00	6,984.00	6,850.00	6,873.15	6,867.55	6,885.85	7,158.27
平均（百万円）	52.68	52.12	52.29	52.87	52.83	52.56	55.06
最大（百万円）	469.00	496.00	498.00	491.00	462.00	420.00	462.00
中央値（百万円）	33.00	32.75	31.00	31.50	30.00	30.00	30.00
最小（百万円）	9.00	7.00	10.00	7.00	7.00	7.00	8.50
標準偏差	63.48	65.78	67.21	70.33	66.67	65.79	71.35
増加率（%）	—	-2.53	-1.92	0.34	-0.08	0.27	3.96

5.繊維製品	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	63	60	56	55	55	54	52
合計（百万円）	3,508.00	3,222.50	3,198.00	3,037.42	3,022.20	2,955.13	2,943.68
平均（百万円）	55.68	53.71	57.11	55.23	54.95	54.72	56.61
最大（百万円）	466.00	451.00	442.00	439.00	444.00	458.00	438.00
中央値（百万円）	35.00	33.50	34.00	34.00	34.00	34.00	34.83
最小（百万円）	10.00	10.30	10.00	10.30	10.30	9.30	9.30
標準偏差	70.18	71.85	76.30	73.15	71.99	72.95	73.24
増加率（%）	—	-8.14	-0.76	-5.02	-0.50	-2.22	-0.39

6.パルプ・紙	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	25	25	25	25	26	26	26
合計（百万円）	1,544.00	1,516.50	1,526.00	1,274.78	1,514.78	1,544.83	1,579.72
平均（百万円）	61.76	60.66	61.04	50.99	58.26	59.42	60.76
最大（百万円）	288.00	277.00	271.00	218.00	256.00	258.00	243.00
中央値（百万円）	32.00	32.00	32.00	29.00	26.50	28.24	26.00
最小（百万円）	8.00	8.10	8.00	8.10	8.10	8.10	9.00
標準偏差	69.47	67.25	67.35	52.40	66.94	68.20	68.09
増加率（%）	—	-1.78	0.63	-16.46	18.83	1.98	2.26

7.化学	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	213	210	210	210	212	215	215
合計（百万円）	11,077.00	10,992.00	10,822.00	10,808.04	10,928.16	10,964.82	11,264.39
平均（百万円）	52.00	52.34	51.53	51.47	51.55	51.00	52.39
最大（百万円）	771.00	721.00	714.00	691.00	750.00	802.00	1,009.00
中央値（百万円）	34.00	35.00	34.00	34.00	34.00	34.00	35.00
最小（百万円）	10.00	9.50	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
標準偏差	65.70	65.37	64.22	63.43	66.59	68.16	79.37
増加率（%）	—	-0.77	-1.55	-0.13	1.11	0.34	2.73

8.医薬品	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	56	54	57	58	60	61	64
合計（百万円）	2,916.00	3,063.00	3,047.00	3,002.45	3,297.17	3,276.80	3,598.58
平均（百万円）	52.07	56.72	53.46	51.77	54.95	53.72	56.23
最大（百万円）	221.00	387.00	330.00	308.00	325.00	391.00	537.00
中央値（百万円）	37.00	37.00	36.00	32.00	34.50	32.00	31.00
最小（百万円）	9.00	8.40	8.00	6.00	7.70	8.40	10.10
標準偏差	48.84	66.08	60.66	59.92	67.29	68.53	85.27
増加率（%）	—	5.04	-0.52	-1.46	9.82	-0.62	9.82

9.石油・石炭製品	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	12	12	13	13	13	13	13
合計（百万円）	899.00	1,977.40	1,663.00	1,843.30	1,948.00	2,016.50	2,069.50
平均（百万円）	74.92	164.78	127.92	141.79	149.85	155.12	159.19
最大（百万円）	193.00	1,094.00	715.00	729.00	805.00	874.00	931.00
中央値（百万円）	35.00	34.20	32.00	64.00	62.00	54.00	52.00
最小（百万円）	23.00	23.00	23.00	24.00	24.00	24.00	24.00
標準偏差	68.91	301.24	189.34	191.01	211.62	230.94	245.95
増加率（％）	—	119.96	-15.90	10.84	5.68	3.52	2.63

10.ゴム製品	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	21	21	19	19	19	19	19
合計（百万円）	1,153.00	1,191.70	1,143.00	1,187.60	1,231.50	1,315.28	1,272.80
平均（百万円）	54.90	56.75	60.16	62.51	64.82	69.23	66.99
最大（百万円）	217.00	267.00	279.00	285.00	309.00	312.00	314.00
中央値（百万円）	34.00	35.00	39.00	42.00	39.00	43.00	39.00
最小（百万円）	11.00	11.80	17.00	17.00	17.00	14.80	14.80
標準偏差	53.54	61.93	65.31	66.03	71.27	73.26	72.69
増加率（％）	—	3.36	-4.09	3.90	3.70	6.80	-3.23

11.ガラス・土石製品	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	66	63	63	63	63	61	61
合計（百万円）	3,050.00	2,780.00	2,772.00	2,687.53	2,608.41	2,485.33	2,545.99
平均（百万円）	46.21	44.13	44.00	42.66	41.40	40.74	41.74
最大（百万円）	292.00	225.00	218.00	217.00	222.00	140.00	170.00
中央値（百万円）	30.00	30.00	29.00	28.50	28.50	28.00	28.00
最小（百万円）	10.00	11.50	12.00	11.50	11.50	12.00	12.00
標準偏差	48.43	40.85	40.41	38.71	36.06	29.90	32.57
増加率（％）	—	-8.85	-0.29	-3.05	-2.94	-4.72	2.44

12.鉄鋼	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	55	54	54	51	50	49	48
合計（百万円）	3,613.00	3,617.00	3,522.00	3,401.66	3,551.03	3,551.60	3,522.35
平均（百万円）	65.69	66.98	65.22	66.70	71.02	72.48	73.38
最大（百万円）	533.00	596.90	635.00	744.50	796.12	830.89	814.71
中央値（百万円）	37.00	35.00	35.00	34.00	34.50	35.00	36.50
最小（百万円）	15.00	14.00	14.00	15.00	13.28	15.00	16.00
標準偏差	98.46	105.78	104.45	125.17	133.84	139.34	138.59
増加率（%）	—	0.11	-2.63	-3.42	4.39	0.02	-0.82

13.非鉄金属	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	38	38	38	38	36	36	36
合計（百万円）	3,309.00	3,097.00	3,118.00	3,131.46	2,917.80	3,011.02	3,003.33
平均（百万円）	87.08	81.50	82.05	82.41	81.05	83.64	83.43
最大（百万円）	508.00	510.00	515.00	514.00	558.00	618.00	603.00
中央値（百万円）	40.00	36.50	35.50	35.00	31.50	31.50	33.50
最小（百万円）	13.00	13.00	15.00	14.00	14.00	14.00	14.00
標準偏差	109.37	104.24	106.11	107.36	111.67	117.83	115.65
増加率（%）	—	-6.41	0.68	0.43	-6.82	3.19	-0.26

14.金属製品	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	97	95	92	91	92	92	92
合計（百万円）	3,632.00	3,605.70	3,569.00	3,390.92	3,592.08	3,805.80	3,831.86
平均（百万円）	37.44	37.95	38.79	37.26	39.04	41.37	41.65
最大（百万円）	325.00	450.00	493.00	467.00	510.00	735.00	708.00
中央値（百万円）	27.00	27.00	27.00	27.00	27.00	27.00	27.00
最小（百万円）	12.00	12.10	10.00	10.00	9.00	9.00	11.70
標準偏差	38.33	48.99	53.78	51.10	55.67	77.47	74.74
増加率（%）	—	-0.72	-1.02	-4.99	5.93	5.95	0.68

15.機械	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	243	236	232	229	229	228	228
合計（百万円）	10,798.00	10,252.80	10,051.00	9,999.07	10,090.52	10,165.37	10,352.30
平均（百万円）	44.44	43.44	43.32	43.66	44.06	44.58	45.40
最大（百万円）	460.00	423.00	418.00	359.00	358.00	414.00	416.00
中央値（百万円）	31.00	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	31.00
最小（百万円）	10.00	10.50	11.00	10.57	9.85	11.34	11.34
標準偏差	48.52	46.39	45.68	45.20	47.77	50.41	50.42
増加率（%）	—	-5.05	-1.97	-0.52	0.91	0.74	1.84

16.電機機器	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	280	276	267	262	259	259	258
合計（百万円）	17,389.00	16,646.10	15,945.00	15,620.50	15,218.45	17,611.72	17,307.54
平均（百万円）	62.10	60.31	59.72	59.62	58.76	68.00	67.08
最大（百万円）	1,734.00	1,703.00	1,705.00	1,593.00	1,480.00	2,021.00	1,658.00
中央値（百万円）	36.00	37.00	35.00	34.60	35.00	36.00	37.90
最小（百万円）	10.00	11.00	10.00	6.00	6.00	7.90	7.77
標準偏差	134.16	135.11	136.48	133.20	128.27	177.47	154.73
増加率（%）	—	-4.27	-4.21	-2.04	-2.57	15.73	-1.73

17.輸送用機器	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	102	102	99	100	98	97	96
合計（百万円）	7,476.00	7,240.30	6,901.00	6,937.58	7,025.52	7,244.38	7,427.03
平均（百万円）	73.29	70.98	69.71	69.38	71.69	74.68	77.36
最大（百万円）	999.00	974.00	959.00	926.00	915.00	896.00	941.00
中央値（百万円）	42.00	41.50	42.00	42.00	43.00	43.00	44.00
最小（百万円）	11.00	13.00	14.00	14.00	14.50	14.50	15.00
標準偏差	111.66	107.76	107.65	104.29	105.46	105.90	110.23
増加率（%）	—	-3.15	-4.69	0.53	1.27	3.12	2.52

18.精密機器	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	48	48	50	50	50	50	51
合計（百万円）	2,435.00	2,384.80	2,638.00	2,449.01	2,373.71	2,363.13	2,595.42
平均（百万円）	50.73	49.68	52.76	48.98	47.47	47.26	50.89
最大（百万円）	285.00	249.00	468.00	332.00	268.00	247.00	280.00
中央値（百万円）	35.00	34.00	33.50	33.80	33.00	33.11	33.00
最小（百万円）	11.00	9.00	10.00	10.20	9.96	9.96	9.70
標準偏差	55.65	51.07	72.27	56.24	50.14	48.19	56.78
増加率（%）	—	-2.06	10.62	-7.16	-3.07	-0.45	9.83

19.その他製品	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	114	110	108	108	108	109	110
合計（百万円）	4,973.00	4,567.90	4,417.00	4,379.66	4,305.68	4,207.48	4,290.56
平均（百万円）	43.62	41.53	40.90	40.55	39.87	38.60	39.01
最大（百万円）	359.00	342.00	348.00	336.00	323.00	328.00	342.00
中央値（百万円）	30.00	28.25	28.00	27.00	27.00	27.00	27.00
最小（百万円）	12.00	12.00	8.00	8.50	8.50	8.50	8.50
標準偏差	48.93	45.33	45.22	44.37	43.83	43.72	44.86
増加率（%）	—	-8.15	-3.30	-0.85	-1.69	-2.28	1.97

20.電気・ガス業	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	25	25	25	26	23	25	24
合計（百万円）	2,262.00	2,254.40	2,228.00	2,243.85	2,279.70	2,372.70	2,440.30
平均（百万円）	90.48	90.18	89.12	86.30	99.12	94.91	101.68
最大（百万円）	326.00	273.00	259.00	259.00	263.00	261.00	268.00
中央値（百万円）	51.00	54.00	51.00	56.50	69.00	58.00	66.00
最小（百万円）	12.00	12.00	12.00	11.80	20.00	20.00	22.00
標準偏差	80.61	76.18	76.58	72.35	73.57	76.98	80.13
増加率（%）	—	-0.34	-1.17	0.71	1.60	4.08	2.85

21.陸運業	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	64	63	62	63	63	65	64
合計（百万円）	5,961.00	5,944.00	5,820.00	5,883.33	6,014.03	6,587.73	6,660.30
平均（百万円）	93.14	94.35	93.87	93.39	95.46	101.35	104.07
最大（百万円）	683.00	696.00	687.00	713.00	725.00	723.00	711.00
中央値（百万円）	43.00	43.40	42.50	42.00	40.00	42.00	44.00
最小（百万円）	13.00	13.50	14.00	13.50	13.80	13.80	14.00
標準偏差	116.30	121.11	116.64	117.84	121.56	127.63	129.44
増加率（%）	—	-0.29	-2.09	1.09	2.22	9.54	1.10

22.海運業	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	16	16	16	16	16	15	13
合計（百万円）	1,105.00	1,098.30	1,063.00	1,048.31	1,044.01	1,012.80	952.10
平均（百万円）	69.06	68.64	66.44	65.52	65.25	67.52	73.24
最大（百万円）	291.00	302.00	294.00	294.00	291.00	288.00	289.00
中央値（百万円）	35.00	35.00	32.50	30.50	30.75	33.00	33.00
最小（百万円）	17.00	17.00	17.00	18.00	16.80	17.50	17.50
標準偏差	88.95	88.22	83.57	83.73	83.01	83.85	88.07
増加率（%）	—	-0.61	-3.21	-1.38	-0.41	-2.99	-5.99

23.空運業	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	5	5	5	6	6	5	5
合計（百万円）	332	351.6	287	512.8	442.3	414.7	440.4
平均（百万円）	66.40	70.32	57.40	85.47	73.72	82.94	88.08
最大（百万円）	132.00	123.00	123.00	160.00	125.00	125.00	149.00
中央値（百万円）	71.00	77.60	37.00	79.50	73.15	111.70	112.40
最小（百万円）	22.00	22.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00
標準偏差	42.76	39.23	44.08	64.99	51.64	51.57	57.50
増加率（%）	—	5.90	-18.37	78.68	-13.75	-6.24	6.20

24.倉庫・運輸関連業	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	45	44	43	42	41	41	39
合計（百万円）	1,496.00	1,473.30	1,413.00	1,383.04	1,347.69	1,375.64	1,404.99
平均（百万円）	33.24	33.48	32.86	32.93	32.87	33.55	36.03
最大（百万円）	71.00	71.00	76.00	80.00	76.00	81.00	107.00
中央値（百万円）	30.00	30.50	30.00	29.25	29.50	29.50	29.50
最小（百万円）	9.00	9.00	10.00	9.00	9.50	10.00	10.00
標準偏差	15.20	15.28	15.92	17.30	16.87	17.43	21.45
増加率（%）	—	-1.52	-4.09	-2.12	-2.56	2.07	2.13

25.情報・通信業	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	318	331	334	337	341	354	383
合計（百万円）	14,426.00	14,554.50	14,218.00	13,787.14	14,597.81	14,864.76	15,375.79
平均（百万円）	45.36	43.97	42.57	40.91	42.81	41.99	40.15
最大（百万円）	817.00	815.00	820.00	1,025.00	1,336.00	1,419.00	1,406.00
中央値（百万円）	27.00	26.00	25.00	24.00	24.00	22.80	22.00
最小（百万円）	9.00	8.00	8.00	8.00	8.00	6.50	7.50
標準偏差	74.06	72.99	72.85	77.52	99.79	97.35	94.95
増加率（%）	—	0.89	-2.31	-3.03	5.88	1.83	3.44

26.卸売業	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	366	359	354	343	339	336	332
合計（百万円）	15,351.00	14,847.50	15,744.30	15,409.68	21,400.55	20,737.68	20,672.99
平均（百万円）	41.94	41.36	44.48	44.93	63.13	61.72	62.27
最大（百万円）	732.00	735.00	1,280.00	1,158.00	2,307.00	2,013.00	1,966.00
中央値（百万円）	31.00	30.00	30.00	30.00	29.50	29.75	30.00
最小（百万円）	11.00	9.00	10.00	9.60	9.60	9.60	9.60
標準偏差	49.68	50.42	83.78	85.77	196.35	177.38	177.08
増加率（%）	—	-3.28	6.04	-2.13	38.88	-3.10	-0.31

注 2013 年度に合計額が急激に大きくなっているのは、前年度まで SEC 登録企業等であった企業（三菱商事、三井物産など）が含まれたことによるものである。

27.小売業	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	353	354	347	348	347	351	353
合計（百万円）	16,119.00	15,310.60	14,534.00	14,609.48	14,870.79	15,293.15	15,576.76
平均（百万円）	45.66	43.25	41.88	41.98	42.86	43.57	44.13
最大（百万円）	1,180.00	1,138.00	1,176.00	1,435.00	1,668.00	1,744.00	1,823.00
中央値（百万円）	31.00	30.00	29.00	28.00	27.00	26.00	27.00
最小（百万円）	8.00	7.00	7.00	7.62	7.14	7.14	7.74
標準偏差	77.76	73.23	74.82	87.61	98.42	103.84	108.37
増加率（%）	—	-5.02	-5.07	0.52	1.79	2.84	1.85

28.銀行業	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	91	89	89	89	90	89	88
合計（百万円）	10,344.00	7,948.70	8,334.00	8,066.00	8,038.00	8,011.00	8,034.00
平均（百万円）	113.67	89.31	93.64	90.63	89.31	90.01	91.30
最大（百万円）	1,978.00	816.00	768.00	715.00	710.00	762.00	699.00
中央値（百万円）	65.00	65.00	65.00	64.00	65.00	65.00	64.50
最小（百万円）	26.00	28.00	28.00	28.00	28.00	28.00	28.00
標準偏差	225.03	109.40	121.54	109.30	107.15	111.09	108.52
増加率（%）	—	-23.16	4.85	-3.22	-0.35	-0.34	0.29

29.証券、商品先 物取引業（証券 業）	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	36	34	32	41	39	39	41
合計（百万円）	2,057.00	1,799.80	1,493.00	2,242.27	2,200.99	2,240.59	2,361.65
平均（百万円）	57.14	52.94	46.66	54.69	56.44	57.45	57.60
最大（百万円）	501.00	415.00	397.00	592.00	501.00	537.00	582.00
中央値（百万円）	38.50	36.50	33.50	31.00	32.00	32.64	32.00
最小（百万円）	17.00	17.00	16.00	12.00	14.00	15.00	15.00
標準偏差	80.27	68.76	66.43	102.99	101.79	102.95	104.84
増加率（%）	—	-12.50	-17.05	50.19	-1.84	1.80	5.40

30.保険業	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	9	9	11	11	11	13	11
合計（百万円）	1,952.00	1,943.00	2,325.00	2,445.00	2,491.90	2,817.00	3,068.70
平均（百万円）	216.89	215.89	211.36	222.27	226.54	216.69	278.97
最大（百万円）	737.00	759.00	708.00	741.00	769.00	827.00	884.00
中央値（百万円）	98.00	153.00	243.00	236.00	242.00	57.00	221.00
最小（百万円）	24.00	24.00	23.00	17.00	19.40	18.00	22.00
標準偏差	239.04	246.02	215.61	227.87	234.48	245.32	265.63
増加率（%）	—	-0.46	19.66	5.16	1.92	13.05	8.94

31.その他金融業	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	45	43	40	33	32	32	32
合計（百万円）	3,460.00	3,030.10	2,900.00	2,492.06	2,661.06	2,639.99	2,730.48
平均（百万円）	76.89	70.47	72.50	75.52	83.16	82.50	85.33
最大（百万円）	369.00	349.00	317.00	220.00	324.00	327.00	379.00
中央値（百万円）	48.00	38.00	40.50	47.00	59.00	60.00	65.50
最小（百万円）	12.00	10.00	7.00	4.76	4.76	5.00	5.00
標準偏差	69.20	66.97	67.75	60.39	73.85	74.37	80.93
増加率（%）	—	-12.42	-4.29	-14.07	6.78	-0.79	3.43

32.不動産業	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	120	121	121	114	108	112	117
合計（百万円）	5,404.00	5,251.50	5,022.00	4,726.50	4,705.49	4,856.93	4,932.34
平均（百万円）	45.03	43.40	41.50	41.46	43.57	43.37	42.16
最大（百万円）	382.00	394.00	392.00	425.00	412.00	443.00	419.00
中央値（百万円）	29.00	28.00	26.00	25.15	24.55	24.15	22.80
最小（百万円）	9.00	9.00	9.00	7.50	9.00	9.00	9.80
標準偏差	54.04	55.52	53.56	56.44	65.53	65.28	64.26
増加率（%）	—	-2.82	-4.37	-5.88	-0.44	3.22	1.55

33.サービス業	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	382	351	345	347	354	364	388
合計（百万円）	15,261.00	13,284.40	12,575.50	12,534.33	12,624.09	12,977.73	14,461.42
平均（百万円）	39.95	37.85	36.45	36.12	35.66	35.65	37.27
最大（百万円）	496.00	504.00	502.00	586.00	596.00	582.00	822.00
中央値（百万円）	28.00	26.00	26.00	25.00	24.00	24.00	24.00
最小（百万円）	7.00	6.60	7.00	7.39	7.60	7.60	7.60
標準偏差	46.30	45.54	44.62	48.47	49.61	47.42	62.04
増加率（％）	—	-12.95	-5.34	-0.33	0.72	2.80	11.43

（注）いずれの年度も、SEC 登録企業等を除く。

以上の業種別の監査証明業務報酬額については、業種間の比較をすることに意味はないと思われる。なぜならば、各業種の業容、事業に要する資産の形態、各業種に属する企業規模、競争の程度や事業環境等によって、監査証明業務報酬額は大きな差異が生じてくるからである。

とはいえ、増加率に着目すると、多くの業種では、2010 年度ないし 2011 年度までは、2009 年度に開始された内部統制報告制度及び四半期レビュー制度の増加分が一部減少に転じているのに対して、一部の業種では、その後も、監査証明業務報酬が減少の一途であるケースが散見される。一概にはいえないが、それらの業種においては、当該業種を取り巻く事業環境等を受けて、業績の動向等による影響を受けてしまっているのかもしれない。

わが国の監査証明業務報酬が、業種特性も含めて、景気変動や業績等の影響をどの程度受けているのかについては、次年度以降、改めて検討してみたい。

(7) 監査人別の分析

ここでは、監査人別の分析として、個別の監査法人の比較ではなく、大手監査法人（有限責任あずさ監査法人、新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ、PwC あらた監査法人の 4 法人）、準大手監査法人（仰星監査法人、京都監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人、及び優成監査法人の 6 法人）、並びに、その他の監査事務所について比較する⁵。〔図表 12〕を参照されたい。

⁵ こうした大手監査法人、準大手監査法人、及びその他の監査事務所という区分は、法令等には何も示されていないものの、公認会計士・監査審査会の検査等において用いられている区分として公表されている〔公認会計士・監査審査会、2016〕ことから、本調査研究ではそれに依ることとした。

[図表 12] 監査事務所の規模別監査証明業務報酬

項 目	大手監査法人		準大手監査法人		その他の監査事務所	
	監査証明	対売上高	監査証明	対売上高	監査証明	対売上高
	業務報酬	比率	業務報酬	比率	業務報酬	比率
	(百万円)	(%)	(百万円)	(%)	(百万円)	(%)
企 業 数 (社)	2,624	2,623	395	394	565	565
合計	167,055.74	—	11,647.96	—	14,826.48	—
平均	63.66	0.247	29.49	0.304	26.24	0.388
最大	1,966.00	39.881	913.00	15.034	221.00	12.447
中央値	34.88	0.092	22.50	0.131	21.25	0.155
最小	9.00	0.002	8.00	0.005	5.00	0.003
標準偏差	119.53	1.145	48.23	0.870	19.78	0.913

(注) SEC 登録企業等 27 社を除く。また、対売上高比率のサンプルは、分析対象企業 (3,584 社) から売上高データがない 2 社を除いた 3,582 社である。

〔図表 12〕にみられるように、大手監査法人の監査証明業務報酬額の平均（中央値）は 63.66 百万円（34.88 百万円）であるのに対して、準大手のそれは 29.49 百万円（22.50 百万円）、その他の監査事務所では 26.24 百万円（21.25 百万円）となっている。また、対売上高比率を比較しても、大手、準大手、及びその他では、それぞれの平均（中央値）は、0.25%（0.09%）、0.30%（0.13%）及び 0.39%（0.16%）となっている。

こうした差異の背景としては、規模が大きい監査法人が規模の大きい企業を担当しているという側面と、規模の大きい監査法人においては、被監査企業の規模にかかわらず、監査報酬が高いという側面があり、その両者の可能性が考えられる。

(8) 増減分析

監査証明業務に基づく報酬の個別企業における前年度からの増減比較を行いたい。〔図表 13〕は、2014 年度から 2015 年度にかけての監査証明業務に基づく報酬の増減に関する基本統計量を、パターン別に示したものである。

〔図表 13〕 監査証明業務報酬の増減比較

項 目	全体		増加企業		増減なし	減少企業	
	増減額 (百万円)	増減率 (%)	報酬額 (百万円)	増加率 (%)	報酬額 (百万円)	報酬額 (百万円)	減少率 (%)
企業数 (社)	3,455	—	1,143	—	1,575	737	—
合計	2,557.08	—	81,548.37	—	50,392.86	57,421.71	—
平均	0.74	2.73	71.35	13.29	32.00	77.91	7.82
最大	207.00	666.67	1,823.00	666.67	385.00	1966.00	0.22
中央値	0.00	0.00	37.00	6.23	26.00	36.00	4.44
最小	-363.00	-82.46	7.50	0.01	5.00	7.77	82.46
標準偏差	13.30	19.27	121.67	29.47	23.01	162.48	9.75

(注) サンプルは、SEC 登録企業等 27 社を除いた分析対象企業 (3,584 社) から、さらに 2014 年度の監査報酬データがない 129 社を除いた 3,455 社である。

まず、全体の増減状況を確認すると、2015 年度に監査報酬が増加した企業は 1,143 社 (33.1%) であるのに対して、減少した企業数は 737 社 (21.3%) と、減少企業数よりも増加企業数の方が多い。監査報酬全体は 2,557.08 百万円増加しているが、これは増加企業数及び増加率 (平均 13.29%) と減少企業数及び減少率 (平均 7.82%) の差が反映されたものと考えられる。

次に、個別の企業に関して、監査証明業務報酬が前年度に比べて大幅に増加又は減少した企業を識別するため、前年度比 50%以上減少した企業及び前年度比 50%以上増加した企業をそれぞれ〔図表 14〕及び〔図表 15〕として抽出してみた。

このような監査証明業務報酬の増減の原因について、有価証券報告書の記述からは明確に示す文章を見出すことはできないが、備考欄に、有価証券報告書のみから見受けられる増減に係る事象又は状況等を、われわれの判断において抽出した。但し、これらの記述は、必ずしも実際の監査報酬の増減を引き起こした直接の理由ではない場合がある点に留意されたい。

〔図表 14〕監査証明業務報酬が前年度比 50%以上減少した企業

企業	業種	2015 年度 監査証明 業務報酬 (百万円)	減少額 (百万円)	減少率 (%)	備考
a	情報・通信業	20	-94	82.46	前年度決算訂正, 監査人の交代, 決算期変更
b	情報・通信業	130	-202	60.84	SEC 登録廃止, 監査人の交代
c	電気機器	10	-15	60.00	決算期変更
d	サービス業	12	-18	59.66	前年度決算訂正, 監査人の交代
e	建設業	37	-52	58.43	前年度決算訂正
f	化学	18	-25	58.14	監査人の交代
g	情報・通信業	64	-77	54.61	前年度決算訂正

[図表 15] 監査証明業務報酬が前年度比 50%以上増加した企業

企業	業種	2014 年度 監査証明 業務報酬 (百万円)	増加額 (百万円)	増加率 (%)	備考
1	電気機器	161	140	667.00	決算訂正
2	サービス業	123	93	315.00	決算訂正
3	サービス業	71	50	230.00	決算訂正, 経営者の交代
4	電気機器	78	54	225.00	決算訂正, 監査人の交代
5	情報・通信業	42	28	198.00	子会社増加, IFRS へ変更
6	小売業	65	40	160.00	合併, 経営者の交代
7	電気機器	217	124	133.00	合併
8	情報・通信業	88	50	132.00	合併
9	情報・通信業	95	54	132.00	吸収分割
10	精密機器	280	152	119.00	「IFRS の任意適用に係る監査の報酬等が含まれる」 決算発表後, 監査報酬金額を訂正する訂正
11	サービス業	42	22	109.00	報告書あり (41,700→26,000), 監査人の交代
12	その他製品	35	18	107.00	決算訂正
13	繊維製品	142	72	103.00	決算訂正
14	サービス業	17	9	100.00	前年度に決算期変更
15	非鉄金属	32	16	100.00	合併
16	情報・通信業	23.5	12	96.00	市場変更 (マザーズ→2 部)
17	情報・通信業	20	10	90.00	子会社増加
18	小売業	96	45	88.00	子会社増加
19	情報・通信業	62.27	29	88.00	子会社増加, 合併
20	電気機器	202	94	87.00	子会社増加
21	倉庫・輸送関 連業	107	49	84.00	子会社増加, 経営者の交代
22	化学	55	25	83.00	子会社増加
23	卸売業	40	18	82.00	決算訂正
24	金属製品	74	33	80.00	市場変更 (JASDAQ→2 部), IFRS へ変更
25	輸送用機器	93	41	79.00	合併, IFRS へ変更
26	その他金融業	130	56	76.00	子会社増加
27	情報・通信業	25.25	11	75.00	子会社増加
28	機械	120	51	74.00	子会社増加
29	情報・通信業	52.1	22	74.00	子会社増加

30	精密機器	50	21	72.00	子会社増加
31	情報・通信業	32.4	13	71.00	子会社増加
32	その他製品	17	7	70.00	市場変更（マザーズ→1部）
33	サービス業	22.8	9	63.00	子会社増加
34	輸送用機器	95	36	61.00	決算訂正，経営者の交代
35	卸売業	51	19	59.00	子会社増加
36	繊維製品	19	7	58.00	経営者の交代
37	卸売業	55	20	57.00	子会社増加
38	情報・通信業	81.5	30	57.00	合併，子会社増加
39	電気機器	18.75	7	56.00	子会社増加
40	その他製品	34	12	55.00	決算訂正
41	サービス業	37	13	54.00	子会社増加
42	電気機器	75	26	53.00	IFRSへ変更
43	不動産業	27.5	10	53.00	市場変更（マザーズ→1部）
44	パルプ・紙	126	43	52.00	決算訂正，合併，子会社増加
45	機械	44.6	15	51.00	連結子会社の報酬が新たに追加
46	食料品	65	22	51.00	吸収合併
47	情報・通信業	15	5	51.00	市場変更（マザーズ→2部），子会社増加
48	サービス業	27	9	50.00	子会社増加，経営者の交代，IFRSへ変更
49	情報・通信業	21	7	50.00	監査人の交代
50	情報・通信業	12	4	50.00	子会社増加
51	卸売業	63	21	50.00	子会社の売上債権の回収見込みが不確定

注 10の企業は、有価証券報告書に記載されている記述を掲載しているが、他の「IFRSへ変更」となっている企業は、筆者たちが、当該企業に関して発見した事実を挙げているものである。

2015年度の監査証明業務報酬全体の増加傾向を反映して、監査証明業務報酬が50%以上減少している企業は7社にとどまり、逆に50%以上増加している企業数は51社に及んだ。

われわれの識別した限りにおいて、大幅な減少の原因は、前年度に決算訂正に伴う監査報酬の増加が当年度において取り消された分の減少と推測されるケースが多く、一方、大幅な増加の原因としては、子会社の増加、吸収合併、決算訂正が多いことがわかる。

(9) 監査証明業務以外の業務に基づく報酬の内容

監査証明業務以外の業務に基づく報酬（当該企業及び連結子会社にかかる当該報酬の合計）を「非監査証明業務に基づく報酬」の項目で開示した企業は1,151社であり、分析対象企業（3,584社）の32.11%に当たる。[図表16]のPanel 16-Aは、過去5年間における監査証明業務以外の業務に基づく報酬の推移を示したものであり、Panel 16-Bは、2015年度の監査証明業務以外の報酬として記載されていた項目として多かったものを纏めたものである。

[図表 16] 監査証明業務以外の業務に基づく報酬

Panel 16-A

項 目	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	822	776	1,118	1,108	1,151
合計（百万円）	9,526	8,107	11,477	12,369	14,716
平均（百万円）	11.59	10.45	10.27	11.16	12.79
最大（百万円）	327.00	281.00	495.00	377.00	378.00
中央値（百万円）	3.00	3.00	2.72	3.00	2.70
最小（百万円）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
標準偏差	25.44	22.47	27.73	28.65	33.18

Panel 16-B

非監査証明業務	2014 年度 開示企業数 (社)	2015 年度 開示企業数 (社)
コンフォートレターの作成業務	179	197
IFRS 関連の指導・助言業務等	134	144
内部統制関連業務	86	91
デューデリジェンス	73	89
合意された手続業務	63	60
税務業務	45	44

(注) 非監査証明業務の内容を開示している企業のうち、開示している企業数が多かった項目を取り上げている。

2015 年度において非監査証明業務報酬を支払っていることを開示している企業は、上記のとおり、1,151 社であったが、そのうち、その非監査証明業務の内容を開示している企業は、1,083 社であった。その 1,083 社の中で、最も多く挙げられていた業務は、コンフォートレターの作成業務（197 件）であり、続いて、IFRS 関連の指導・助言業務等（144 件）、内部統制関連業務（91 件）、デューデリジェンス（89 件）、合意された手続業務（60 件）、税務業務（44 件）であった。多くの業務が、2014 年度よりも増加傾向にある。

また、Panel 16-A から、1 社当たり平均金額及び監査証明業務以外の業務に基づく報酬の総額も増加していることが見て取れる。

(10) 監査人交代企業の分析

昨年の本調査研究における実証分析（町田・佐久間、2016）において、監査人の交代後の企業において、監査証明業務報酬が大きく減少する傾向があることが明らかとなった。

上場企業のコーポレートガバナンス・コードの適用や、監査役等に対して会計監査人の選任議案の決定権が付与されたこと、さらには、監査法人のガバナンス・コード（「監査法人の組織的な運営に関する原則」）の確定・公表や、東芝事件以来の監査法人の強制的交代制の議論が背景となって、監査法人を交代させることを検討する企業が今後も増えることが予想される。

そこで、本年度より、監査人の交代企業の監査証明業務報酬を分析項目として常設することとした。〔図表 17〕のとおりである。

〔図表 17〕監査人の交代企業の監査証明業務報酬

Panel 17-A

項 目	2014 年度	2015 年度
企業数（社）	102	90
合計（百万円）	2,557.37	2,245.47
平均（百万円）	25.07	24.95
最大（百万円）	119.00	130.00
中央値（百万円）	20.00	19.57
最小（百万円）	6.5	7.77
標準偏差	18.60	19.71
増減率_平均（%）	-12.85	-13.55
増減率_中央値（%）	-12.09	-2.15

Panel 17-B

		交代後			項 目
		大手	準大手	その他	
交代前	大手	16	9	12	企業数（社）
		587.70	229.90	296.48	合計（百万円）
		36.73	25.54	24.71	平均（百万円）
		130.00	75.00	54.76	最大（百万円）
		24.55	19.00	23.00	中央値（百万円）
		9.70	9.00	7.77	最小（百万円）
		36.17	21.02	14.18	標準偏差
		-26.04	-20.50	-14.04	増減率_平均（%）
		-9.41	-17.39	4.55	増減率_中央値（%）
	準大手	2	1	3	企業数（社）
		38.50	41.70	103.28	合計（百万円）
		19.25	41.70	34.43	平均（百万円）
		19.50	41.70	62.64	最大（百万円）
		19.25	41.70	21.00	中央値（百万円）
		19.00	41.70	19.64	最小（百万円）
		0.35	—	24.45	標準偏差
		27.06	108.50	17.43	増減率_平均（%）
		27.06	108.50	-8.70	増減率_中央値（%）
	その他	8	9	30	企業数（社）
		190.30	155.60	602.01	合計（百万円）
		23.79	17.29	20.07	平均（百万円）
		37.20	22.00	59.00	最大（百万円）
		22.80	18.00	16.93	中央値（百万円）
		15.00	9.80	9.00	最小（百万円）
		7.48	3.88	10.82	標準偏差
		11.06	1.27	-14.65	増減率_平均（%）
		-0.33	7.14	3.52	増減率_中央値（%）

改めて言うまでもなく、監査人の交代後は、初度監査として、被監査企業及びその環境等の理解に大幅な監査手続の工数がかかることから、監査時間から見れば、監査証明業務報酬は増加するのが当然の帰結である。しかしながら、Panel 17-Aに見られるように、2014年度も、2015年度も、交代後の監査証明業務報酬は減少傾向にある。

これを交代前後の監査法人の属性によって細分化して検討するために、Panel 17-B を設けた。ここで最も減少が顕著なのが、大手監査法人から大手監査法人への交代のケースであり、続いて、大手監査法人から準大手監査法人への交代のケースなのである。これらの交代ケースでは、監査法人間の顧客獲得競争が激しく、監査報酬の値下げ圧力が高いのではないかと想像される。一方、前任監査事務所が、準大手やその他の監査事務所である場合の交代のケースでは、交代後の監査報酬の平均値は高くなっている。こちらのケースでは、企業規模の拡大に伴って、監査法人を大手に交代したケースや、あるいは、比較的小さな企業において、元々、監査報酬の金額がそれほど高くなく、監査報酬の値下げ余地が少ない場合も想定される。

Panel 17-B における各交代パターンのサンプルサイズが小さいことから、それぞれの交代の個別のケースを検討すること、及び監査人を交代した企業の規模等の属性も勘案する必要はある。しかしながら、「中小の監査事務所が低廉な価格で監査契約を締結している」ということが謬見に過ぎないことは明らかであるし、大手監査法人等が過当競争によって低廉な監査報酬での新規契約の締結をもたらしているという可能性も指摘できる。監査契約の在り方について、業界のリーダーたる大手監査法人を含め、日本公認会計士協会において、改めて検討する必要があるように思われる。

(11) ガバナンス形態別の分析

2014 年会社法改正によって、わが国では大会社において 3 つのガバナンス形態、すなわち、従来型の監査役会設置会社、指名委員会等設置会社（旧・委員会設置会社）、及び新設の監査等委員会設置会社の 3 形態が認められることとなった。すでに上場企業においても 20%弱に当たる 600 社超の企業が監査等委員会に移行している。

そこで、かかるガバナンス形態が、監査証明業務報酬に対していかなる相違をもたらすのかを検討するために、ガバナンス形態別の分析を新設することとした。なおガバナンス形態に関する情報は、2017 年 1 月 10 日現在における日本取引所グループのコーポレート・ガバナンス情報サービス (<http://www.jpx.co.jp/listing/cg-search/index.html>) に基づいている。[図表 18] のとおりである。

[図表 18]ガバナンス形態別の監査証明業務報酬

指名委員会等設置会社				
項 目	監査証明業務報酬 (百万円)	対売上高比率 (%)	監査報酬指標： 売上高（百万 円）	監査報酬指標： 総資産（百万 円）
企業数（社）	61	61	61	61
合計	12,156.87	—	7.80	399.37
平均	199.29	0.128	0.128	6.547
最大	1,823.00	2.786	2.786	49.483
中央値	73.00	0.049	0.049	2.911
最小	13.50	0.002	0.002	0.009
標準偏差	345.56	0.358	0.358	10.424
増減率（%）	10.52			

監査等委員会設置会社				
項 目	監査証明業務報酬 (百万円)	対売上高比率 (%)	監査報酬指標： 売上高（百万円）	監査報酬指標： 総資産（百万円）
企業数（社）	678	677	677	678
合計	26,820.82	—	207.13	16,344.29
平均	39.56	0.306	0.306	24.107
最大	537.00	21.818	21.818	1,221.484
中央値	27.00	0.123	0.123	12.326
最小	7.77	0.006	0.006	0.097
標準偏差	47.84	1.106	1.106	58.772
増減率（%）	5.56			

監査役会設置会社

項 目	監査証明業務報酬 (百万円)	対売上高比率 (%)	監査報酬指標： 売上高 (百万円)	監査報酬指標： 総資産 (百万円)
企業数 (社)	2,845	2,844	2,844	2,845
合計	154,552.50	—	771.86	56,398.55
平均	54.32	0.271	0.271	19.824
最大	1,966.00	39.881	39.881	687.107
中央値	31.00	0.101	0.101	9.595
最小	5.00	0.003	0.003	0.030
標準偏差	101.65	1.090	1.090	33.614
増減率 (%)	2.76			

(注) 対売上高比率および監査報酬指標 (売上高) のサンプルは、分析対象企業 (3,584 社) から売上高データがない 2 社を除いた 3,582 社である。

〔図表 18〕を単純に比較すれば、たとえば増減率では、指名委員会等設置会社＞監査等委員会設置会社＞監査役会設置会社となっている。しかしながら、対売上高比率や監査報酬指標を見ると、指名委員会等設置会社が最も小さく、続いて監査役会設置会社、監査等委員会設置会社となっている。これは、先述の企業規模による分析で明らかなように、指名委員会等設置会社の企業規模が相対的に大きいことを意味していると考えられる。したがって、ガバナンス形態別の分析は、こうした一定時点の比較が適するものではなく、時系列的に分析していくことが必要であると考えられる。

また、ガバナンス形態を変更した初年度においては、前年度までのガバナンス形態の下での影響があるとも考えられるので、厳密には、ガバナンス形態を変更した翌年度以降の監査報酬の動向を検討する必要がある。しかしながら、指名委員会等設置会社は以前から数が少なく、監査等委員会設置会社の多くは、2015 年度が移行初年度であることから、こうした分析は来年度以降でなければ実施できない。

次年度以降の研究において、引き続き推移を見ていくこととしたい。

(12) IFRS 適用前後の分析

先述の「(2) 監査証明業務報酬額の概況」において、SEC 登録企業等だけではなく、IFRS 適用企業も、いくつかの理由によって、その他の企業よりも監査証明業務報酬が高くなる傾向にあることを述べた。

ここでは、それらの理由のうち、IFRS を適用することによって、日本基準を適用する場合よりも監査報酬は有意に大きくなるのかどうかを分析してみることとする。まだ IFRS 適用企業数が少ないことから、〔図表 19〕では、差当り、これまでに IFRS 適用に移行した企業 76 社のうち、IFRS 適用前が SEC 登録企業等であるケースを除いた 66 社について、IFRS 適用前と

IFRS 適用後の年度における監査証明業務報酬を比較している。なお、平均値の差の検定にあたっては、対応のある t 検定を、中央値の検定にあたっては、Wilcoxon signed-rank 検定を行っている。

[図表 19]IFRS 適用前後の監査報酬

項 目	監査証明報酬額					
	IFRS 適用前	IFRS 適用後	t	IFRS 適用前	IFRS 適用後	Z
	平均			中央値		
監査証明 報酬額	194.62	209.42	2.84***	114.50	110.50	-2.75***
N	66	66		66	66	

(注) 前年度 SEC 登録企業等の 10 社除く。*** : $P < 0.01$.

[図表 19] に見られるように、IFRS 適用後においては、適用前に比べて監査報酬額は増加しており、1%水準で有意な差異が認められる。なお、本年度の監査報酬に関する実証分析として、第 4 章において、監査報酬の水準に影響を及ぼす他の要因を考慮に入れた上で、IFRS の適用と監査報酬の関係についての分析を行っている。

問題は、これが IFRS 適用初年度に固有のものなのか、それとも IFRS を適用することによって定常的に監査手続の工数が増え、監査報酬の増加につながるということなのか、という点である。この点については、来年度以降に分析を委ねたい。

(以上、第 2 章(1)～(12) : 町田 祥弘・佐久間 義浩)

(13) 日米比較

最後に、アメリカとの比較を行うこととする。

過年度においては、第2章においてアメリカの監査報酬分析を行ってきたところであるが、今後は、日米比較に限って行うこととする。

アメリカにおける監査報酬の調査対象は、例年通り、ニューヨーク証券取引所 (New York Stock Exchange : 以下、NYSE)、アメリカン証券取引所 (American Stock Exchange : 以下、AMEX)、または全国店頭銘柄建値自動通報システム (National Association of Securities Dealers Automated Quotations : 以下、NASDAQ) において株式が公開されている企業のうち、2015 年 1 月から 2015 年 12 月の間に決算を迎え、Audit Analytics⁶に監査報酬データが収録されている 5,516 社 (うち NYSE 2,609 社、AMEX 338 社、NASDAQ 2,569 社) である。

なお、アメリカにおける監査報酬は、便宜上、\$1=¥100 で換算している。

[図表 20] 監査証明業務報酬の日米比較⁶

項目	アメリカ		日本	
	2014 年度	2015 年度	2014 年度	2015 年度
企業数 (社)	5,420	5,516	3,559	3,611
合計 (百万円)	1,242,549.80	1,270,050.17	218,435.51	222,147.19
平均 (百万円)	229.25	230.25	61.38	61.52
最大 (百万円)	8,220.00	7,670.00	4,258.00	4,824.00
中央値 (百万円)	79.55	79.50	30.00	30.00
最小 (百万円)	0.45	0.43	5.00	5.00

[図表 20] から判るように、2015 年度の監査報酬の平均 (中央値) は、アメリカの 230.25 百万円 (79.50 百万円) に対して、日本は 61.52 百万円 (30.00 百万円) である。したがって、日本の監査証明業務報酬とアメリカの監査報酬の比率は 1 : 3.74 (1 : 2.65) となる。前年度の比率が 1 : 3.73 (1 : 2.65) であったことから、日米の監査報酬格差は、平均値では若干拡大し、中央値は横ばいであることがわかる。いずれにしても、アメリカの上場企業の監査報酬は、日本企業の 2 倍ないし 3 倍に相当する状況にある。

(以上、第2章(13) : 林 隆敏)

⁶ 過年度とは比較対象となるサンプルが異なる点に留意されたい。本研究会による昨年度までの日米比較では、便宜上、日本企業のサンプルを 3 月決算企業に限定していた。今年度における分析では、日本企業のサンプルは、2015 年度は調査対象企業 3,612 社から(株)東芝を除いた 3,611 社であり、2014 年度は調査対象企業 3,559 社である。

3. 日本公認会計士協会からの委託事項の調査

(1) 日本公認会計士協会からの委託事項

「はじめに」において述べたように、本年度から、日本公認会計士協会からの個別の委託事項を取り扱うこととした。日本公認会計士協会からは、われわれの調査研究に対して、その調査内容及び分析については独立的な委託研究として関与するものではないが、「一部、研究委託内容の追加」として、以下の依頼が寄せられた。

「諸外国における監査報酬に係る開示制度の比較分析」
各国（可能であれば、日米英仏独加豪の 7 か国）における開示の相違とその背景（制度趣旨）についての調査

そこで、本年度は、まずアメリカにおける監査報酬の開示制度をわが国との対比において検討することとした。他の国々については、本年度の分析を踏まえて、来年度の調査報告書において、改めて取り上げることとする。

(2) アメリカの開示規定

初めに、アメリカにおける監査報酬に関する開示規定と、当該規程に基づく開示内容を確認する。

まず、開示規定であるが、アメリカでは、2000 年から、SEC 登録会社が監査人に支払ったか、または支払うべき監査報酬及び非監査報酬の金額を業務ごとに開示することが要求されている。その後、エンロン事件後の改正を経て、現行の SEC 規則（SEC [2003]）によると、SEC 登録会社は、直近 2 会計期間のそれぞれにおいて主たる監査人（principal accountant）に支払ったか、または支払うべき報酬について、株主宛の委任勧誘状（proxy statement）に以下を開示しなければならない。また、委任勧誘状を提出しない登録会社は、これと同じ情報を年次報告書（Form 10-K、Form 10-KSB、Form 20-F、40-F 又は Form N-CSR）に開示しなければならない。

- ① 監査報酬（財務諸表の監査、四半期財務諸表のレビュー、または法定の開示書類について通常提供される業務に対する報酬）の合計金額
- ② 監査関連報酬（財務諸表の監査またはレビューに関連して提供される保証業務または関連業務であって①に含まれないものに対する報酬）の合計金額
- ③ 税務報酬（税務コンプライアンス、税務に関する助言、タックス・プランニングに対する報酬）の合計金額
- ④ 上記の①～③に該当しないその他のすべての報酬の合計金額

ここで、主たる監査人とは、監査の対象である財務諸表の一部を構成する 1 つ又は複数の子会社、事業部、支店、部門又は投資等の財務諸表を他の監査人が監査している場合に、当該財務諸表に対する監査報告書に責任を有する監査人をいう。主たる監査人には、登録会社が SEC に提出する報告書又はその他の書類を提供する個人または組織体のみならず、当該個人または組織体の

事業部、部門、親会社、子会社及び関係会社（アメリカ国外に所在するものを含む）も含まれる（SEC [2014]）。

(3) 開示内容の日米比較：事例分析

監査人に対する報酬に関する日米の開示内容の違いを確認するために、例示として、SEC 登録企業であるトヨタ自動車の Form20-F と有価証券報告書（いずれも 2015 年 3 月期）における監査報酬の開示内容を比較する。〔図表 21〕と〔図表 22〕を参照されたい。

〔図表 21〕Form20-F における報酬開示

ITEM 16C. 主たる監査人の報酬と業務

この Form 20-F に記載されている年次報告書に含まれるトヨタの財務諸表は、PricewaterhouseCoopers Aarata によって監査されている。

下表は、PricewaterhouseCoopers Aarata 及び PricewaterhouseCoopers のさまざまなネットワーク・ファーム及びメンバーファームが 2014 年度及び 2015 年度にトヨタに提供した専門業務に対する報酬の合計金額を示している。

	百万円	
	2014	2015
監査報酬 ⁽¹⁾	3,619	4,208
監査関連報酬 ⁽²⁾	101	127
税務報酬 ⁽³⁾	433	494
その他のすべての報酬 ⁽⁴⁾	139	532
合計	<u>4,292</u>	<u>5,361</u>

(1) 監査報酬は、年度監査業務及び外部監査人だけが合理的に提供することができるその他の監査業務（これらの業務には、年度監査、四半期レビュー、及び、トヨタ並びにその子会社及び関連会社の財務報告にかかる内部統制の有効性の評価とレビュー業務が含まれる）、SEC 登録書類又は証券の募集に関連して発行されるその他のコンフォートレターのような文書に関連する業務、並びに、取引・事象の開示又は会計処理に関する相談業務に対して支払われた金額である。

(2) 以下、略

〔図表 22〕有価証券報告書における報酬開示

(2) 【監査報酬の内容等】				
① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】				
区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万 円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	496	23	527	28
連結子会社	960	52	983	24
計	1,456	76	1,510	53
② 【その他重要な報酬の内容】				
前連結会計年度および当連結会計年度において、当社の連結子会社が、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているプライスウォーターハウスクーパースに対して支払うべき報酬の額は、それぞれ 2,760 百万円および 3,796 百万円です。				
③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】				
前連結会計年度および当連結会計年度における、当社の監査公認会計士等に対する報酬のうち、非監査業務の内容は、会計事項および情報開示に関する助言・指導等です。				

〔図表 21〕と〔図表 22〕の比較から、日米の報酬開示には、以下の違いが認められる。これらは日米の開示規定の相違に起因している。

- ① 日本では、提出会社と監査契約を締結している監査人に対する支払い（上記事例では、あらた監査法人）と、当該監査人のネットワーク・ファーム（上記事例では、プライスウォーターハウスクーパース）に対する支払いを区分しているが、アメリカでは区分していない。
- ② 日本では、提出会社と監査契約を締結している監査人に対する支払いについて、監査証明業務と非監査証明業務のいずれについても、提出会社と連結子会社の支払いを区分しているが、アメリカでは区分していない。
- ③ 連結子会社がネットワーク・ファームに支払う報酬は、監査証明業務と非監査証明業務に区分されていない。ただし、区分開示している会社もある。
- ④ 日本とアメリカでは、監査報酬の区分に含まれる報酬の範囲（内容）が若干異なる。上記のアメリカの事例（〔図表 23〕）では、「コンフォートレターの作成」や「開示または会計処理に関する相談」に対する報酬は監査報酬に含まれているが、日本では、これらは非監査報酬に含まれている。

このような違いを踏まえて、トヨタの日米における報酬開示の内容を対応させると、〔図表 23〕のようになる。合計額が 3 百万円食い違っているのは、百万円未満の端数処理の影響と考えられる。また、日本の「その他重要な報酬」は、非監査報酬の合計金額がアメリカでの開示金額（1,153 百万円）と同額になるように計算し（1,153 百万円－28 百万円－24 百万円）、残額を監査報酬とみなした。

[図表 23]トヨタの開示内容に基づく監査報酬の日米調整表

アメリカ			日本			
表示区分	支払先	金額	金額	支払先	表示区分	
(a)監査報酬	PA + NF	4,208	527	PA	提出会社	(ア)監査 監査公認会計士等
			983		連結子会社	証明業務 に対する報酬
			2,695	NF		(イ)その他重要な報酬
(b)監査関連報酬		1,153	28	PA	提出会社	(イ)非監査 監査公認会計士等
(c)税務報酬			24		連結子会社	証明業務 に対する報酬
(d)その他の報酬			1,101	NF		(エ)その他重要な報酬
合計		5,361	5,358		合計	

(凡例) PA：監査公認会計士等 NF：監査公認会計士等と同一のネットワークに属している監査人

この調整方法の妥当性を確認するために、トヨタ以外の SEC 登録企業 16 社についても同様の方法で調整したところ、[図表 24] のような結果が得られた。

[図表 24]SEC 登録企業に関する日米調整の結果一覧

比較結果	会社数	会社名
差異ゼロまたは端数処理による差異のみ	11 社	京セラ、パナソニック、ソニー (-0.03%)、日本電産、トヨタ自動車 (0.07%)、本田技研工業、キャノン、野村ホールディングス、日本電信電話、NTTドコモ、インターネット・イニシアティブ
わずかな差異あり	3 社	アドバンテスト (2.14%)、三菱UFJフィナンシャル・グループ (-1.79%)、オリックス (1.84%)
大きな差異あり	1 社	UBIC (-25.83%)
その他重要な報酬の開示なし	2 社	三井住友フィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループ

(注 1) カッコ内の比率は、日米の監査報酬の差額（アメリカー日本）を日本の監査報酬で除したものである。

(注 2) アドバンテストは、2016 年 4 月 22 日付で NYSE 上場廃止を完了しており、2015 年度の 20-F は提出されていない。そのため 2014 年度のデータを比較している。
パナソニックは、2013 年 4 月 22 日付で NYSE 上場廃止を完了しており、2012 年度以降は 20-F を提出していない。そのため 2011 年度のデータを比較している。

この結果から、日米において現在開示されている監査報酬に関する情報では、両者の正確な比較は不可能であるという前提の下で、[図表 23] に示した調整方法は、一定の妥当性を有していると考えてよいであろう。つまり、アメリカ企業の監査報酬（[図表 23] の(a)）と比較する日本企業の監査報酬は、有価証券報告書に「監査証明業務に基づく報酬」（提出会社及び連結子会社）として開示されている金額（[図表 23] の(ア)）に、「その他重要な報酬」のうち監査証明業務に基づく報酬に相当する金額（[図表 23] の(イ)）を加えた金額の方が望ましい可能性が高い。

しかし、日本の規定では、①重要ではないとの理由でネットワーク事務所に対する監査証明業務報酬を「その他重要な報酬」区分に開示していない会社がありうること、②ネットワーク事務所に対する監査証明業務報酬が「その他重要な報酬」区分に開示されているとしても、その金額が非監査業務に基づく報酬に合算されている場合がありうること等から、上場会社全体について [図表 23] の(ア)と(イ)の合計額を入手することはできない。

そのため、日米の監査報酬の全般的な比較は、本研究会が従来から行ってきたように、アメリカの監査報酬（〔図表 23〕の(a)）と日本の監査報酬（〔図表 23〕の(ア)）に依らざるを得ない。異なる規定に基づいて公表される情報による分析の限界である。なお、従来からの比較方法による日米の監査報酬格差は、ネットワーク事務所に対する監査報酬を支払っている企業については、実際よりも大きく計算される可能性がある。

(4) 日米比較の補足分析

前章(13)において、日米の監査証明業務報酬の比較を行った。

ここでは、上述のような日米の開示内容の違いを踏まえた上で、従来方式による日米比較に関する参考情報として、「その他重要な報酬の内容」区分において、ネットワーク事務所に対する監査証明業務に基づく報酬（〔図表 23〕の(ウ)に該当する金額）⁷を明確に開示している企業 441 社⁸から SEC 登録企業等 14 社と会計期間が 1 年未満の 1 社を除いた 426 社をサンプルとして、アメリカ企業と比較してみよう。比較対象とするアメリカ企業のサンプルを決定するにあたってはマッチド・ペア法を用い、日本企業 426 社の 1 社 1 社について、ペア・サンプルを選出した⁹。具体的には、①日本企業と同じ業種に属し¹⁰、②日本企業との総資産の差額の絶対値が最も小さく、③同一のアメリカ企業が複数の日本企業のペアとならないことを基準として、日本企業 426 社のそれぞれについて、アメリカ企業 5,516 社の中から 426 社を抽出した。比較に用いるアメリカの報酬額は〔図表 23〕の(a)に該当する金額、日本の報酬額は〔図表 23〕の(ア)と(ウ)の合計額に該当する金額である。〔図表 25〕を参照されたい。

⁷ 米ドル、ユーロ、人民元など外貨で表示されている場合、各通貨の 2016 年 3 月の平均レートで換算した。

⁸ 今年度の調査対象企業 3,611 社のうち「その他重要な報酬の内容」を開示している会社は 869 社であるが、そのうち「監査証明業務に基づく報酬」の金額を明確に区分開示している会社は 441 社であった。それ以外の会社は、監査証明業務及び非監査業務に基づく報酬の合計額や、報酬は支払っているが金額不明の旨を開示している。

⁹ マッチド・ペア法によるペア・サンプルの選出については、山本〔2007〕を参考にした。

¹⁰ 日本企業については証券コード協議会の中分類（いわゆる東証 33 業種）、アメリカ企業については標準産業分類（Standard Industrial Classification）の大分類を用いた。

〔図表 25〕 監査証明業務報酬の日米比較(補足分析)

項目	アメリカ	日本		
		監査証明業務報酬 合計	〔図表 23〕 の(ア)	〔図表 23〕 の(ウ)
企業数 (社)	426	426	426	426
合計 (百万円)	133,683.64	93,856.71	43,437.27	47,419.44
平均 (百万円)	313.81	220.32	109.01	111.31
最大 (百万円)	4,934.92	4,415.00	1,966.00	2,957.00
中央値 (百万円)	175.46	77.00	53.00	19.00
最小 (百万円)	4.50	14.66	12.09	0.00

(凡例) 〔図表 23〕 の(ア) : 監査公認会計士等に対して支払われた監査証明業務報酬

〔図表 23〕 の(ウ) : 「その他重要な報酬の内容」 区分に記載されたネットワーク事務所に対する監査証明業務報酬

〔図表 25〕 より、日本企業サンプル 426 社の監査証明業務報酬合計の平均 (中央値) は 220.32 百万円 (77.00 百万円) であり、アメリカ企業 426 社の平均 (中央値) 313.81 百万円 (175.46 百万円) と比べると、日本の監査証明業務報酬とアメリカの監査報酬の比率は 1 : 1.42 (1 : 2.28) となる。日米それぞれ 426 社の監査報酬金額の分布形状が大きく異なっているため、監査報酬金額を対数変換して統計的検定を行ったところ、日本 426 社の平均は 2.00、対応するアメリカ 426 社の平均は 2.24 であり、日米の監査報酬の平均には統計的に有意な差 ($p < .001$) があることが確認された。つまり、日米での監査報酬額にはこれまでの分析と同様、統計的に有意な差が存在しているが、少なくとも、①監査公認会計士 (主たる監査人) に対する監査証明業務報酬の支払いに加えて、海外のネットワーク事務所に対する監査報酬を支払い、②その金額を明示的に開示している日本企業 426 社については、海外のネットワーク事務所に対する監査報酬金額が加わる分、これまでの日米比較の方法 (〔図表 20〕) よりもその差が小さくなっている。それでも、平均 (中央値) で日本企業の 1.42 (2.28) 倍の監査報酬をアメリカ企業が支払っている点は無視できないであろう。

しかしながら、この海外のネットワーク事務所に対する監査報酬の金額を考慮した推定が上場会社全体には当てはまらないことに留意されたい。というのも、日本企業サンプル 426 社は、次の理由から〔図表 20〕の 3,611 社 (母集団) を代表しているとは言えないからである。具体的には、3,611 社と 426 社の監査報酬、総資産、売上高が等分散であるかを検定した結果、すべての項目について 5%ないし 1%水準で否定された。また、3,611 社と 426 社の監査報酬、総資産、売上高の平均 (中央値) の比率は、それぞれ 1 : 2.82 (1:2.42)、1 : 0.91 (1:3.45)、1:2.17 (1:3.77) であり、426 社は、3,611 社の母集団の中でもかなり規模の大きな企業から構成されており、日本の上場企業全体の属性とは異なるサンプルとなっているからである¹¹。この意味で、これまでの上

¹¹ 相対的に規模の大きい SEC 登録企業等 14 社を除いても、426 社の規模はかなり大きい企業で占められていることがわかる。

場会社全体に対する分析が否定されるものではなく、この補足分析は別の分析として捉える必要がある。

〔図表 25〕の結果は、日本企業の監査報酬の分析に重要な示唆をもう 1 つ与えてくれる。それは、親会社を監査する主たる監査人の受け取る監査報酬よりも、ネットワーク事務所が受け取っている監査報酬の方が、相対的に大きくなっているのではないか、ということである。これらの違いが、主たる監査人とネットワーク事務所の作業時間の長短によるものなのか、1 時間当たり単価の高低によるものなのかに関する今後の検討が必要と考える。

(林 隆敏・松本 祥尚)¹²

¹² 本節の分析にあたっては、鎌田啓貴氏（関西大学商学研究科後期課程）の協力を得た。ここに記して感謝申し上げます。

4. 監査報酬の実証分析 —IFRS の適用が監査報酬へ及ぼす影響に関する分析—

(1) 問題の所在と分析目的

IFRS を 2005 年以降に強制適用とした EU 諸国に加え、2010 年にブラジル、2011 年にカナダや韓国、ロシアとメキシコでは 2012 年より強制適用とされている。また内国企業には自国基準、外国基準には 2007 年より IFRS の適用を容認するアメリカのような国があるのに対し、わが国では 2010 年より任意適用とされた後、2017 年 2 月時点で上場企業約 3,500 社のうち適用済み 102 社、適用予定 33 社の計 135 社が IFRS を導入している（日本取引所 [2017]）。

このような状況において、IFRS を適用した企業においては、導入企業の 9 割がメリットを認め、その理由として経営管理への寄与や比較可能性の向上を挙げる一方、実務負担の増加という観点から 5 割の企業がデメリットを主張している（金融庁, 2015）。これら導入企業の意識に関する調査は、国内基準から IFRS への移行による効果を捕捉するためになされたものであり、会計基準の選択・適用の側面からの調査である。

これら IFRS の適用に関わるコストの一部として、監査報酬について議論される局面が国内で増加している。例えば、IFRS の導入で監査業務が複雑化し、支払額が増えた企業が目立つという新聞報道（日本経済新聞, 2015 年 7 月 18 日）や、IFRS 適用後における定常状態のランニング・コストとしては、適用時に増加した監査報酬が適用前の水準に戻っているという企業も一定数存在するといった指摘などである（金融庁, 2015）。実際、IFRS 適用企業と非適用企業との間では、監査報酬額に平均値で約 6 倍の差が存在し、適用前後で比較すると平均約 8% の報酬増加を経験しているというデータも存在する（監査人・監査報酬問題研究会, 2017）。

このようなプリンシプル・ベースで包括的かつ公正価値指向の会計基準が、監査人に対してより複雑な見積もりや専門的な判断を求めるために、監査報酬の増加をもたらすという見解に対し、学術研究においては、IFRS の適用によって経営者が行う会計上の判断と金額測定が改善されることで（重要な）虚偽の表示が生じる可能性が減って監査報酬が減少するという議論を展開する研究論文もある（Kim et al., [2012]）。具体的には、Kim et al. [2012]では IFRS の適用によって監査報酬が増加するという一般的な傾向をとらえるところから一歩踏み込んだ議論がなされている。すなわち、IFRS の適用が監査報酬に及ぼす影響は国や企業におけるいくつかの要因ごとに異なる可能性を考慮し、仮説が展開されているのである。彼らの分析における具体的な仮説は、IFRS の適用によって監査の複雑性が増すような場合には監査報酬が増加する一方で、

(1) IFRS の適用によって適用する財務報告基準の品質が高まる、あるいは (2) 法制度が適切に整備されているような場合には、むしろ IFRS の適用が監査報酬の低下をもたらすという両方向のものである。この考え方を日本に適用すると、日本の会計基準よりも、IFRS の方が様々な会計事象の会計処理に関して適切な指針が示されているという前提のもとでは、IFRS の適用によって監査報酬が低下するという仮説が成立する¹³。日本企業の概略的なデータ分析の結果等

¹³ より具体的にいうと、この議論は、適用する会計基準によって、重要な虚偽表示リスクの水準が異なる（監査人の努力が一定であれば、作成された財務諸表を後で修正する確率も変化する）ことを想定する視点である。この前提のもとでは、日本基準より IFRS が優れているならば、IFRS を適用することで、監査報酬は低下することが予想される。

からすれば、このような仮説が成立する可能性は低いかもしれないが、実際のところ、IFRS の適用が監査報酬とどのような関連を有しているかは実証的問題である。様々な関連する要因をコントロールしなければ、IFRS の適用が監査報酬へ及ぼす影響は解明できないからである。

また、そもそも IFRS を適用する企業は、たとえばその他の日本基準を適用する企業とは企業規模や海外での事業展開の状況など、様々な点で相違がある点にも注意が必要である。さらに、事前に SEC 基準を適用していた企業が IFRS に切り替える場合も散見され、その種の企業は IFRS の適用前後でそれほど監査報酬に差が存在しないかもしれない。したがって、IFRS 適用企業とそれ以外の企業とでの単一変量での比較だけでは、IFRS 適用企業における監査報酬の本来の特徴をつかむことはできない。さらにいえば、企業を IFRS の適用に導く要因も考慮して分析しなければ、多変量の分析でも誤った結論を導いてしまう可能性がある。IFRS の適用によって監査報酬が増加するという前提のもとでも、関連する要因をコントロールしなければ、IFRS の適用による純粋な影響はつかめない。そこで以下では、IFRS の適用が監査報酬に及ぼす影響について、その因果関係の解明に注目した分析を実施する。

(2) 代表的な先行研究と検証課題

EU 加盟国における上場企業等が IFRS を強制的に適用するようになった頃から、IFRS の適用による効果を分析する研究が活発に行われてきた。監査報酬への影響についても、その種の研究の一部として位置付けられ、IFRS 適用の経済的帰結としては観察が特に困難な「コスト」の側面を捉える稀有な指標として利用されている。たとえば、Griffin et al. [2009]は、ニュージーランド企業における監査報酬の決定要因を分析し、ニュージーランド企業の監査報酬が 2002 年から 2007 年にかけて増加傾向にあったのは、IFRS の適用による影響が大きいことを明らかにした。また、De George et al. [2013]は、オーストラリア企業を対象に、IFRS 適用初年度において監査報酬が増加しているか否か、そしてその決定要因は何かを分析している。そして、オーストラリア企業では、監査報酬の水準と変化額両方の分析を行ったうえで、監査報酬が増加していることを発見した。さらに、IFRS の適用による修正項目が多い企業、または規模の小さい企業ほど、監査報酬の増加がより顕著に観察されることも明らかにしたのである。一方、Kim et al. [2012]は 11 の EU 加盟国企業について、IFRS 適用後の監査報酬の変動について分析した¹⁴。そして、先にレビューした 2 つの研究と同様、IFRS の適用によって監査報酬が増加していることを明らかにしている。さらに、IFRS の適用によって監査の複雑性が増す企業ほどその影響は顕著であるが、IFRS の適用によって会計基準の品質が高まるような国（企業）、つまり財務報告の品質が高まる国（企業）、では監査報酬の増加が軽減されることも発見したのである。

以上のように、IFRS の適用が監査報酬に及ぼす影響としては、先行研究の結果が一致しており、IFRS の導入によって監査報酬は増加することが予想される。しかし、その影響の程度は企業の属性等によって異なることも発見されているのである。一方、本稿で分析対象とする日本の状況は、これらの先行研究が分析対象としている国々とは、その背景について重要な違いがある。日本では、IFRS を自主的に適用するという点である。自主的に適用する企業の背景には、日本の会計基準よりも IFRS の方が優れているという考え方があるのかもしれないし、国際的な

¹⁴ 比較対象は、IFRS が強制適用でない OECD 加盟国企業である。

資本市場や海外投資者を意識した企業にとっては国内基準よりも国際的に認められた基準を採用した方が自社の評価が高まるという背景もあろう。もしそうであれば、IFRS の適用によるコストがそれほど大きくない企業ほど、あるいは IFRS の適用によって財務報告の品質が高まるというベネフィットが大きい企業ほど、IFRS を自主的に適用する可能性がある。この考え方のもとでは、日本企業において、IFRS の自主的適用による監査報酬への影響はそれほど顕著ではないと予想することもできる。本稿では、日本企業において IFRS を自主的に適用する企業について、IFRS の適用が監査報酬へ及ぼす影響を分析することで、この研究課題に対して 1 つの証拠を提供することにする。特に本稿では、傾向スコアマッチング（propensity score matching: PSM）の手法を用いることで、IFRS を適用する企業固有の要因をコントロールしたうえで、IFRS の適用と監査報酬の因果関係を分析する。

(3) サンプルと分析モデル

3.1 サンプルの抽出

IFRS の適用による効果を分析するためには、IFRS 適用の初年度を分析対象とする必要がある。しかし、IFRS 適用企業の総数が 100 社程度（2017 年 2 月時点）であることに鑑みると、例えば 2015 年度のデータだけを用いて分析すると、極端に少ないサンプル数で分析することになってしまう。そこで、本稿では IFRS を適用する企業が存在する期間に遡ってデータを入手して分析を行う。具体的には、①IFRS の自主的適用第 1 社目である日本電波工業株式会社の決算期が 2010 年 3 月決算であること、②最新のデータが 2016 年 3 月決算であることを考慮し、2009 年 4 月から 2016 年 3 月までを決算期末とする企業を分析対象にする。ただし、PSM の分析では、IFRS 適用企業について年度ごとのマッチングが必要になるが、各年度で IFRS を自主的に適用した企業が 1 社や 2 社といった極めて少数である場合には、この手続きがうまく機能しない可能性がある。そのため、PSM の分析では、上記期間のうち 2012 年 4 月以降のみを対象とする。

本稿の分析では、様々な属性のデータを用いるため、複数のデータベースを用いている。具体的には、日経 NEEDS Financial Quest、日経企業基本データ（ともに日本経済新聞社）、および NPM（金融データソリューションズ）である。分析の目的と期間に合わせて、データの取得は 2 通りに行った。まず、より長い分析期間（2009 年 4 月期以降）で行う単一変量の分析では、なるべく多くのデータを取得して分析するために、単一変量分析に必要なデータが揃う企業を全て分析に含めている。一方、PSM を適用した多変量の分析では、分析期間が短くなる

（2012 年 4 月期以降）うえに、分析において必要となるデータの制約もより多くなるため、必然的にサンプル数が少なくなっている¹⁵。また、本稿の分析では、上記にあげたモデルの特定に関わる要因に加えて、①金融業に該当しないこと、②決算期間が 12 か月であること、③前年と決算期を変更していないことをサンプル企業の抽出要件としている。

¹⁵ 各分析におけるサンプル数については、表に記載しているため、それぞれを参照されたい。

3.2 分析モデルの提示

本稿における主たる分析モデルである多変量分析では、PSMの手法を用いるため、分析の第一段階としてIFRSの適用をもたらす要因を特定する必要がある。そこで、IFRSの自主的適用の決定要因を分析したWu and Zhang [2009]をベースに、データの利用可能性とモデルの経済性を考慮して、下記のモデルを推定した¹⁶。

モデル1：IFRSの任意適用に関する決定要因分析（PSMを適用するためのモデル）

$$Prob[IFRS = 1] = \text{Logit}(\alpha_0 + \alpha_1 R + \alpha_2 ROA + \alpha_3 SIZE + \alpha_4 LEV + \alpha_5 GROW + \alpha_6 FS + \alpha_8 SEC)$$

【独立変数】

IFRS：IFRS適用有無のダミー変数

【説明変数】

R：株式リターン（年次）

ROA：当期純利益（親会社の所有者に帰属する純利益）/総資産

SIZE：総資産の自然対数

LEV：総負債/総資産

GROW：当期売上高/前期売上高

FS：海外売上高の自然対数

SEC：SEC基準適用企業に関するダミー変数

ある期末にIFRSを適用している企業について、その適用に関する意思決定は、少なくとも当該期間の期首までに行われているはずである。そのため、IFRSの適用を左右する要因（説明変数）は、全てIFRSの適用前年の値を用いている¹⁷。この回帰式を、2012年4月から2013年3月の間に決算期を迎える企業を1セットとして推定する。この手続きを、2013年4月から2014年3月、2014年4月から2015年3月、2015年4月から2016年3月までの4回繰り返すことで、IFRSの適用に関する確率（傾向スコア：PS）を推定できる。そして、推定された傾向スコアを用いて、IFRS適用企業各社に対し、そのスコアが近い企業を特定してIFRS適用企業に対する比較対象とするのである。これにより、IFRSの適用を左右する要因を2つの企業群でバランスすることが可能となり、IFRSの適用が監査報酬に及ぼす因果関係をより適切に推定することが可能となる。

次に、本稿における主たる検証課題である、IFRSの適用が監査報酬に及ぼす影響を分析するためのモデルについて説明する。ここで用いる変数は、Simunic [1980]を嚆矢とする監査報酬モ

¹⁶ IFRSの適用には業種の違いが影響を及ぼす影響も考えられるし、IFRS適用企業について本稿と同様にPSMの手法を用いている円谷・金 [2016]でも、業種はコントロールされている。しかし、業種ダミーを含めることによってマッチング企業を特定できないケースが多くあったため、ここでの分析では業種ダミーを含めていない。

¹⁷ もちろん、それよりも前の期間である可能性も高いが、データ収集の制約とIFRSの適用というイベント時期との関連性を考慮して、ここでは前年の値を用いることにした。

デルに関する一連の先行研究を参照し、代表的なものを選択した。本稿での分析は PSM を適用するため、下記モデル 2 の推定に用いるサンプル数が非常に少なくなる。そのため、モデル 2 は、自由度を確保するために年度や業種のダミー変数を用いることを避け、経済的なモデルを構築しているため、一般的な先行研究に比べて説明変数が少ない設定となっている。

モデル 2：IFRS の適用が監査報酬に及ぼす影響に関する分析（メインの分析）

$$AFEE = \alpha_0 IFRS + \alpha_1 SIZE + \alpha_2 INVREC + \alpha_3 ROA + \alpha_4 LEV + \alpha_5 GROW + \alpha_6 BUSSEG + \alpha_7 GEOSEG + \alpha_8 ISSUE + \alpha_9 FS + \alpha_{10} LOSS + \alpha_{11} SEC + \epsilon$$

【独立変数】

AFEE：監査報酬の自然対数

【説明変数】

INVREC：（棚卸資産＋売上債権）/総資産

BUSSEG：事業セグメント数の平方根

GEOSEG：地理セグメント数の平方根

ISSUE：起債または増資による資金調達に関するダミー変数

LOSS：損失企業に関するダミー変数

モデル 1 と同じ表記の変数は定義も同じであるため、ここでは説明していない。ただし、モデル 2 の場合は、ある会計期間における監査報酬の決定要因を分析するためのモデルであるため当期の変数を用いており、検証に用いている変数の時点がモデル 1 とは異なっている。

(4) 単一変量の分析結果

まずは、単一変量の結果を報告する。ここでは、制約を少なくすることで、より多くのサンプル企業を用いて傾向を捉え、企業の種別も細かくみていくことにする。ただし、単一変量の分析は、監査報酬に影響を与えうる他の要因を同時にコントロールできないため、多変量分析の結果と総合的に評価する必要があることに留意し、以下で結果を検討していく。

表 1 は、Panel A から Panel E にかけてそれぞれ、監査報酬額、対売上高監査報酬、監査報酬変化率（対前期比）、監査報酬変化率（対前々期比）、翌期の監査報酬額の基本的な統計量を、企業が適用する会計基準に分けて提示している。会計基準の分け方は、（1）IFRS 適用初年度の企業、（2）（1）の企業のうち、前期の会計基準が SEC 基準である企業、（3）（1）の企業のうち、前期の会計基準が日本基準である企業、（4）日本基準適用企業、（5）SEC 基準適用企業、（6）IFRS 適用の 2 年目以降の企業である。表 1 は、複数年のデータをプールした統計量であるため、違う年であれば、同一企業でも異なるカテゴリーに入っていることもあれば、分析期間を通じて同じカテゴリーに分類されている企業もある。

〔図表 26〕の Panel A をみると、同じ IFRS 適用企業でも、前期が SEC 基準を適用しているか日本企業を適用しているかでその水準が大きく異なっていることがわかる。前期が SEC 基準であった企業の統計量は SEC 基準適用企業の分布に近い。その一方で、前期に日本基準を適用している IFRS 企業の監査報酬は、日本基準適用企業に比べて、平均値で約 5.4 倍、中央値で約 3.6 倍の差があり、水準で比較すると、日本基準から IFRS 基準への移行は監査報酬を大幅に押し上げる可能性を示唆している。また、Panel B に示した売上高に対する比率をみると、基本的に監査報酬水準とは反対の傾向を捉えることができる。報酬額が全体的に大きな企業群は、企業規模も大きいことが予想され、固定費的に発生する部分が多い監査報酬との比率で考えると、対売上高比率が小さくなるからである。結局のところ、水準や規模に対する比率をみても、規模による影響を受けているため、IFRS の適用によって監査証明報酬が増加したかどうかの特徴はつかみにくい。

図表 26 単一変量の分析結果

Panel A：監査報酬						
	IFRS 企業（適用年）			日本基準企業	SEC 基準企業	IFRS 企業 （2 年目以後）
	全体 （1）	前期 SEC 基準 （2）	前期日本基準 （3）	（4）	（5）	（6）
平均値	178.98	565.20	125.33	33.34	471.42	205.12
中央値	90.50	557.00	82.00	25.00	265.00	120.50
標準偏差	202.59	281.08	113.48	182.94	627.91	191.44
サンプル数	82	10	72	35800	353	104
Panel B：対売上高監査報酬						
	IFRS 企業（適用年）			日本基準企業	SEC 基準企業	IFRS 企業 （2 年目以後）
	全体 （1）	前期 SEC 基準 （2）	前期日本基準 （3）	（4）	（5）	（6）
平均値	0.12%	0.03%	0.13%	0.28%	0.03%	0.05%
中央値	0.03%	0.01%	0.03%	0.09%	0.02%	0.02%
標準偏差	0.39%	0.05%	0.41%	9.07%	0.05%	0.13%
サンプル数	81	9	72	35766	352	101
Panel C：監査報酬変化率（当期/前期）						
	IFRS 企業（適用年）			日本基準企業	SEC 基準企業	IFRS 企業 （2 年目以後）
	全体 （1）	前期 SEC 基準 （2）	前期日本基準 （3）	（4）	（5）	（6）
平均値	1.19	1.07	1.21	1.10	1.26	1.01
中央値	1.09	1.05	1.10	1.00	1.03	0.98
標準偏差	0.45	0.21	0.47	6.54	1.01	0.58
サンプル数	75	10	65	32147	314	104
Panel D：監査報酬変化率（当期/前々期）						
	IFRS 企業（適用年）			日本基準企業	SEC 基準企業	IFRS 企業 （2 年目以後）
	全体 （1）	前期 SEC 基準 （2）	前期日本基準 （3）	（4）	（5）	（6）
平均値	1.40	1.23	1.42	1.18	1.56	1.02
中央値	1.22	1.25	1.21	1.00	1.05	0.96
標準偏差	0.55	0.24	0.58	6.94	1.72	0.39
サンプル数	74	10	64	28641	280	100

Panel E: 翌期の監査報酬						
	IFRS 企業（適用年）			日本基準企業	SEC 基準企業	IFRS 企業 （2 年目以後）
	全体 （1）	前期 SEC 基準 （2）	前期日本基準 （3）	（4）	（5）	（6）
平均値	177.62	470.56	125.92	33.70	481.91	236.30
中央値	95.00	497.00	80.00	25.00	267.00	157.50
標準偏差	175.14	212.80	103.82	184.50	627.60	205.64
サンプル数	60	9	51	35091	364	46

注）表記は百万円単位である。各企業群に書いているカッコ内の数字は、前頁での定義に対応している。

この問題については、同一企業の監査報酬増加率（Panel C）をみることで、ある程度解決できる。同じ企業で比較しているため、規模等、時点によって変化しない企業属性を排除した傾向をよみとることができるからである。Panel C をみると、前期が日本基準である IFRS 企業の監査報酬の変化が、それほど顕著なものではないことがわかる。分析期間中、日本基準適用企業は、平均的に約 1.10 倍監査報酬が増加しているが、前期が日本基準である IFRS 企業の増加率は約 1.21 倍である。前期が SEC 基準の IFRS 企業の場合は、むしろ日本基準適用企業が平均的に経験している監査報酬の増加割合よりも低い（約 1.07 倍）。その一方で、SEC 基準の適用企業は、分析期間を通じて比較的監査報酬の変化率が高かったようで、約 1.26 倍と他の企業群よりも高い増加率である。IFRS 適用の 2 年目以降はそれほど報酬の水準が変わらないようで、1.01 倍という水準であった。

ただし、IFRS の導入によって監査報酬が押し上げられるのは、IFRS の適用初年度であるとは限らない。監査報酬の増加はその前年から生じているかもしれないからである。そこで、Panel D に示した前々期との対比でみると、IFRS 適用企業の監査報酬増加率（約 1.40 倍）は、日本基準企業（約 1.18 倍）との比較において、Panel C よりも顕著に高いことがわかる。しかし、SEC 基準の企業（約 1.56 倍）は平均値でそれを上回る水準で増加しており、IFRS 企業のみの特徴とはいえない。なお、最後の Panel E で示した翌期の監査証明報酬の水準については、基本的に Panel A に示した当期の報酬水準と近い統計量が並んでいるが、前期に SEC 基準を適用していた IFRS 企業だけは監査報酬が大きく下落している（Panel A の平均値：565.20/Panel E の平均値：470.56）ようである。ただし、Panel A と Panel E が同じ企業の比較になっていないため、この傾向は Panel E で対象とならなかった企業による影響を受けている可能性があることに注意が必要である。

以上、監査報酬の水準や変化率の特徴を企業群ごとにみると、IFRS 基準の適用による監査報酬の増加が著しいものであるかどうかについては必ずしも判然としない。特に、SEC 基準企業との比較では、むしろそれらの企業の方が監査報酬は増加しているような統計量も提示されている。しかし、比較対象となっている企業の規模は様々であるし、サンプル数をみてもわかるように、圧倒的多くの企業が適用している日本基準企業との比較では、やはり IFRS 適用によって監査報酬が増加しているような傾向がある。このように、単一変量の分析では、IFRS 適用による監査報酬への効果が必ずしも明確ではない。この問題に取り組むため、次節では PSM を適用した多変量分析の結果をみていく。

(5) 多変量の分析結果

多変量分析の結果は、〔図表 27〕に示している。〔図表 27〕の Panel A には PSM を適用することでマッチングを行った結果、IFRS 適用企業とその他企業の間で、監査報酬にどの程度の差が生じてくるかを示している。そして Panel B には、モデル 2 として提示した監査報酬モデルの結果を提示した。なお、〔図表 27〕で用いている監査報酬は、〔図表 26〕とは異なり、自然対数をとったものであり、分析期間も 2012 年 4 月期以降であることに注意してほしい。

Panel A をみると、PSM を行う場合と行わない場合とでは、IFRS 企業とその他企業における監査報酬の差に大きな違いがあることがわかる。具体的には、当期の報酬、前期の報酬、および報酬の変化率については PSM を適用した場合でも統計的に有意な差が存在しているが、PSM を適用しない場合に比べると、その差は縮小されていることがわかる。一方、前々期の報酬と翌期の報酬をみると、PSM を適用しない場合に存在していた統計的な有意差が、PSM を適用することによってなくなっている。単一変量とはいえ、属性をバランスした企業間での比較であるため、〔図表 26〕の結果に比べると、他の要因がこの関係を左右している可能性は低い。そして、この比較において、前々期と翌期の監査報酬に差がないという発見は、IFRS の適用に伴い適用前年度と適用年度において報酬が一時的に増加している可能性を示している¹⁸。

一方、Panel B をみると、PSM を適用してコントロール企業を抽出した場合（Column (1)）には、すべての利用可能なサンプルを用いた場合（Column (2)）よりも IFRS の係数が小さくなっていることがわかる。つまり、PSM を適用し企業間の特徴をバランスして比較した場合には、IFRS の適用による影響が小さくなるのである。具体的な金額と照らし合わせてみると、表には非掲示であるが、PSM モデルで用いたサンプル全体（〔図表 27〕の Panel B、Column (1)の推定に用いたサンプル）について、監査報酬（自然対数）の平均値は約 18.48 であり、対数変換を戻すと約 106 百万円である。〔図表 27〕の Panel B の結果（Column (1)）は、この平均的企業が IFRS を適用することによって、監査報酬は約 172 百万円まで増えることを意味しており、その増加率は 62%程度である。一方、PSM を適用しない場合のサンプル全体（〔図表 27〕の Panel B、Column (2)の推定に用いたサンプル）の監査報酬の平均値は約 17.28 であり、対数変換を戻すと約 32 百万円である。〔図表 27〕の Panel B（Column (2)）は、この平均的企業が IFRS を適用することによって、監査報酬は約 58 百万円まで増えることを意味しており、その増加率は 81%程度である。その他の要因を考慮していないため、監査報酬の水準で見ると PSM を適用しない場合の監査報酬は、IFRS 適用企業における実際の報酬よりも極めて低い。しかし、IFRS の適用による影響という意味で考えると、PSM を適用して分析するか否かで、その差は 19%もある。つまり、IFRS の適用によって監査報酬は増加するのであるが、IFRS 企業の特徴などを適切にコントロールしなければ、増加の程度を過大に特定してしまうという問題が生じているのである。

¹⁸ 翌期の報酬については、〔図表 26〕の Panel E と同様、直近のデータについて収集できていないサンプルがあるため、他の比較と同等に扱うことはできない点に注意が必要である。

図表 27 監査報酬モデルの分析結果

Panel A : 監査報酬の単一変量比較					
変数		IFRS 企業	その他企業	t 値	p 値
当期監査報酬	Unmatched	18.68	17.28	17.31	0.000
	Matched	18.68	18.28	2.51	0.014
前期監査報酬	Unmatched	18.59	17.28	16.31	0.000
	Matched	18.59	18.27	1.92	0.057
前々期監査報酬	Unmatched	18.43	17.29	14.25	0.000
	Matched	18.43	18.29	0.86	0.390
翌期監査報酬	Unmatched	18.64	17.28	14.52	0.000
	Matched	18.64	18.44	1.1	0.275
当期報酬/前期報酬	Unmatched	1.126	1.009	4.86	0.000
	Matched	1.126	1.010	3.09	0.003
Panel B : 監査報酬モデル					
	Column (1)	Column (2)			
<i>Constant</i>	8.215*** (9.34)	10.512*** (162.30)			
<i>IFRS</i>	0.485*** (5.40)	0.592*** (8.79)			
<i>SIZE</i>	0.365*** (11.50)	0.273*** (110.68)			
<i>INVREC</i>	0.529* (1.80)	0.164*** (8.13)			
<i>ROA</i>	0.600 (0.51)	0.095 (1.00)			
<i>LEV</i>	-0.128 (-0.51)	0.134*** (7.76)			
<i>GROW</i>	-0.511* (-1.88)	-0.093*** (-3.73)			
<i>BUSSEG</i>	0.198*** (2.68)	0.036*** (7.12)			
<i>GEOSEG</i>	0.067 (0.67)	-0.001 (-0.08)			
<i>ISSUE</i>	0.047 (0.45)	0.039*** (4.37)			
<i>FS</i>	-0.006 (-1.54)	0.003*** (8.45)			
<i>LOSS</i>	0.237 (0.79)	0.078*** (5.60)			
<i>SEC</i>	0.951*** (5.93)	1.094*** (23.17)			
Observations	116	11582			
Adj. R-squared	0.760	0.707			

注) Panel B は White (1980)の方法で調整した標準誤差を用いた t 値を括弧内に示しており、右肩のアスタリスクはそれぞれ、***、**、*が 1%、5%、10%の有意水準を表している。

(6) 結論

本稿では、IFRS の適用が監査報酬に及ぼす影響を分析した。IFRS を適用することで、会計基準のパッケージが大きく変わるため、その影響は監査報酬の増加をもたらすと考えられる。このような関係は、いわば当然の事象であるため、データ分析によって解析する重要性は低いと考えられるかもしれない。しかし、その関係を注意深くみてみると、例えばより優れた会計基準のもとでは、重要な虚偽表示のリスクが低いために監査報酬が減額される可能性があるとか、SEC 基準適用企業のように、IFRS に変更する前の会計基準が厳格なものであったために、IFRS の変更に際して、それほどコストがかからないといった可能性も考えられる。これらの仮定が成立するならば、たとえ IFRS の適用によって監査報酬が増加するという傾向があったとしても、その影響額は一般的に予想されるほどではないのかもしれない。ここに、IFRS の適用に関して、監査報酬へ及ぼす影響を綿密に分析する意味がある。

本稿での発見事項は次のとおりである。まず、IFRS の適用により監査報酬は増加することが明らかとなった。単一変量の分析では、その影響が IFRS 適用の前年あたりから始まっていることもわかった。ただし、IFRS 適用企業と近い属性をもつ企業との比較によりその因果関係をより綿密に調査すると、そういったコントロールを行わない場合には、IFRS 適用による監査報酬の増加が過大に特定されてしまうことも判明した。結局のところ、IFRS の適用によって監査報酬は増加するが、因果関係を考慮した影響度合いは、他の一般的な企業全体と比較した場合ほどは大きくないということである。

ただし、本稿での分析結果を解釈する際は、次の 2 点について注意が必要である。第 1 に、サンプル数の少なさである。IFRS 適用企業が少数であることはもとより、データ処理のプロセスにおいて欠落してしまった企業もあるため、サンプル数が少ないことによる分析結果の信頼性に及ぼす影響は避けられない。第 2 に、修正国際基準、IFRS、日本基準、および SEC 基準という（一定の条件のもとでの）選択肢が出てきた今、本稿で示した結果をどの程度一般化できるのかは必ずしも明らかではない。それでもなお、IFRS の導入による監査報酬への影響を、その因果関係に着目して明らかにした本稿は、特定の会計基準を適用することの適否や、監査報酬の決定要因を分析する先行研究やそれらの問題に関心のある実務家、制度設計者等にとって有用であると思われる。

(高田 知実・松本 祥尚)

5. おわりに

本調査報告書は、日本公認会計士協会からの委託研究として実施した、2015 年 4 月期決算から 2016 年 3 月期決算までの 1 年間を対象とするわが国上場企業の監査報酬及び監査人の実態に関する調査と分析、並びに、それらを基礎とした実証分析の成果である。

監査報酬は、基本的には、固定費に監査時間×担当監査人の時間当たり報酬を加算して決定されと考えられる。このため、規模、業種・業態、及び事業上のリスク等が類似している企業であれば、監査報酬が高いほど、監査時間が多く費やされているか、あるいは、時間当たり単価が高い監査人、すなわち、経験やスキルに優る監査人が担当しているものと推定できる。もちろん、監査報酬の比較そのものが監査の理論や実務において重要なのではなく、当該監査報酬が代替すると推定される監査品質こそが重要であることはいままでもない。監査の品質を捕捉するための指標（Audit Quality Indicators: AQI）については、諸外国において種々の提案が行われ、一部実施に移されているものの、わが国においては、監査報酬は、外部から監査の品質を捕捉しうるほぼ唯一の指標であるため、その多寡に関心を寄せざるを得ないのである。

2015 年度の調査では、日本の監査市場について、上場企業全体でも、平均が 2014 年度の 61.38 百万円から 61.52 百万円へと僅かながら増加しており（中央値は 30.00 百万円で変わらない）、また、個別にも、監査報酬増加企業は 1,143 社（分析対象企業の 33.1%）であるのに対して減少企業数は 737 社（同 21.3%）であった。2014 年度に引き続き、監査報酬の増加傾向にあることが明らかとなった。2015 年度においては、目立った制度改正等がなかったことから、東芝事件等を受けて、虚偽表示のリスクの高い企業に対する監査の厳格化とそれに応じた監査報酬を請求する傾向が強まっているのかもしれない。

日米比較によれば、2015 年度の監査報酬の平均（中央値）は、アメリカの 230.25 百万円（79.50 百万円）に対して、日本は 61.52 百万円（30.00 百万円）であることから、日米の監査報酬の比率は 1 : 3.74（1 : 2.65）となる。2014 年度に比べて平均値では格差が拡大している。本年度は、日本公認会計士協会からの追加の調査項目として、アメリカと日本の開示規定の相違を検討した。そうした開示規定の相違にかかる部分もあるが、それでもなお、アメリカに比べて日本の監査報酬が相当程度に低いという状況は、依然として顕著である。

さらに、本年度からは、わが国の監査報酬の分析項目を加除修正し、監査報酬指標、業種別の分析、監査人交代企業の分析、ガバナンス形態別の分析、IFRS 適用前後の分析等の項目を追加した。これらの項目は、各年度における（一定時点での）分析というよりも、時系列的に分析していくことによって意味を有すると思われる。来年度以降も継続的に分析しつつ、考察を深めていきたい。

また、本年度の実証分析としては、IFRS の適用が監査報酬に及ぼす影響を取り上げた。財務諸表の作成基準が IFRS に変わることによって、監査報酬が増加するのか、それとも IFRS の特性によって虚偽表示リスクが減少して監査報酬の減少に繋がるのか。結果としては、IFRS の適用により監査報酬は増加することが明らかとなった。

第4章においても述べられているように、まだIFRS適用企業のサンプルサイズが小さいこと、わが国において4つの会計基準の選択適用が認められている影響等もあって、一定の制約があるものの、今後の研究に向けて一つの嚆矢となる研究成果を提供しているものと考えている。

本調査研究の目的は、監査報酬を手がかりとして、わが国における上場企業の監査の実態を明らかにすることにある。現在、監査における最重要課題の1つである監査の品質の観点から見て、監査報酬の調査・分析は欠くことができない。本研究の成果の蓄積が、わが国における監査報酬、ひいては監査の品質にかかる基礎的な資料を形成し、監査報酬の適正化にかかる制度上及び実務上の議論に資することを期待したい。

(町田祥弘)

参考文献

- De George, E. T., C. B. Ferguson, N. A. Sper, 2013. How much does IFRS cost? IFRS adoption and audit fees, *The Accounting Review* 88 (2): 429-462.
- Griffin, P. A., D. H. Lont, and Y. Sun, 2009. Governance regulatory changes, International Financial Reporting Standards adoption, and New Zealand audit and non-audit fees: Empirical evidence, *Accounting and Finance* 49: 697-724.
- Kim, J.-B., X. Liu, and L. Zheng, 2012. The impact of mandatory IFRS adoption on audit fees: Theory and evidence, *The Accounting Review* 87 (6): 2061-2094.
- Securities and Exchange Commission, SEC, 2003. Release No. 33-8183, Strengthening the Commission's Requirements Regarding Auditor Independence.
- SEC, 2014. Office of the Chief Accountant, Application of the Commission's Rules on Auditor Independence, Frequently Asked Questions
- SEC, 2015. International Registered and Reporting Companies, SEC. <
<http://www.sec.gov/divisions/corpfin/internatl/companies.shtml> >
- Simunic, D., 1980. The pricing of audit services: Theory and evidence, *Journal of Accounting Research* 18 (1): 161-190.
- Wu, J. S. and I. X. Zhang, 2009. The voluntary adoption of internationally recognized accounting standards and firm internal performance evaluation, *The Accounting Review* 84 (4): 1281-1309.
- White, H., 1980. A heteroskedasticity-consistent covariance matrix estimator and a direct test for heteroskedasticity. *Econometrica* 48: 817-838.
- 監査人・監査報酬問題研究会、2012.『わが国監査報酬の実態と課題』日本公認会計士協会出版局、2012年.
- 監査人・監査報酬問題研究会、2017.「監査報酬の実態調査結果について」『会計・監査ジャーナル』第70号, 30-38頁.
- 金融庁、2015. IFRS適用レポート、2015年4月15日.
- 公認会計士・監査審査会、2016.「監査事務所の概況（平成28年版モニタリングレポート）」、2016年7月.
- 円谷昭一・金鐘勲「IFRSの任意適用が経営者業績予想の精度に与える影響」『会計』第189巻第6号, 83-97頁.
- 日本経済新聞社、2015.「東芝、業績予想取り下げ 前期決算発表、来月以降に 不適切会計」、『日本経済新聞』、2015年5月8日.
- 日本取引所グループ、2017. IFRS適用済・適用決定会社一覧, 2017年2月28日,
<http://www.jpx.co.jp/listing/others/ifrs/index.html> (2017年3月6日).
- 町田祥弘・佐久間義浩、2016.「4. 監査報酬の実証分析 ―監査人の交代による監査報酬への影響―」、『2016年版上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』、2016年2月8日、23-31頁.
- 山本達司、2007.「第2章 日本の企業における会計操作」、須田一幸、山本達司、乙政正太著『会計操作―その実態と識別法、株価への影響』ダイヤモンド社、2007年所収.

執筆者紹介及び担当箇所一覧

町田 祥弘（まちだ よしひろ）

青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科・教授

早稲田大学商学部卒業、同大学大学院商学研究科博士後期課程単位取得後退学、東京経済大学経営学部を経て、現在に至る。博士（商学・早稲田大学）。

【主要著書】『会計プロフェッションと内部統制』（税務経理協会、2004年）、『会計士監査制度の再構築』（共編著、中央経済社、2012年）、『わが国監査報酬の実態と課題』（共著、日本公認会計士協会出版局、2012年）、『内部統制の法的責任の研究』（編著、日本公認会計士協会出版局、2013年）、『公認会計士の将来像』（共著、同文館出版、2014年）等。

林 隆敏（はやし たかし）

関西学院大学商学部・教授

関西学院大学商学部卒業、同大学大学院商学研究科博士後期課程単位取得後退学、甲子園大学経営情報学部を経て、現在に至る。博士（商学・関西学院大学）。

【主要著書】『継続企業監査論ーゴーイング・コンサーン問題の研究ー』（中央経済社、2005年）、『国際監査基準の完全解説』（共著、中央経済社、2010年）、『監査論の基礎第3版』（共著、東京経済情報出版、2011年）『わが国監査報酬の実態と課題』（共著、日本公認会計士協会出版局、2012年）、『七訂版ベーシック監査論』（共著、同文館出版、2015年）等。

松本 祥尚（まつもと よしなお）

関西大学大学院会計研究科・教授

関西大学商学部卒業、神戸大学大学院経営学研究科博士前期課程修了、香川大学経済学部を経て、現在に至る。

【主要著書】『日本的企業会計の形成過程』（共著、中央経済社、1994年）、『国際監査基準の完全解説』（共著、中央経済社、2010年）、『わが国監査報酬の実態と課題』（共著、日本公認会計士協会出版局、2012年）、『公認会計士の将来像』（共著、同文館出版、2014年）、『七訂版ベーシック監査論』（共著、同文館出版、2015年）等。

佐久間 義浩（さくま よしひろ）

東北学院大学経営学部・准教授

一橋大学法学部卒業、京都大学大学院経済学研究科博士後期課程修了、富士大学経済学部を経て、現在に至る。博士（経済学・京都大学）。

【主要著書・論文】「日本市場における財務諸表監査の経済的機能に関する検証」『会計プロGRESS』（日本会計研究学会）第9号（単著、2009年）、「非営利組織における内部統制の現状：自治体病院におけるアンケート調査による分析」『非営利法人研究学会誌』第13号（単著、2011年）、『国際財務報告の基礎概念』（共著、中央経済社、2014年）等。

高田 知実（たかだ ともみ）

神戸大学大学院経営学研究科・准教授

関西大学商学部卒業、神戸大学大学院経営学研究科博士後期課程修了、現在に至る。博士（経営学・神戸大学）。

【主要著書・論文】「監査報酬と監査環境の変化がゴーイング・コンサーンの開示に及ぼす影響の実証分析」『現代監査』（日本監査研究学会）第20号（単著、2010年）、『わが国監査報酬の実態と課題』（共著、日本公認会計士協会出版局、2012年）、「日本における監査報酬維持企業の決定要因分析」『産業経理』（産業経理協会）第76巻第4号（単著、2017年）等。

堀古 秀徳（ほりこ ひでのり）

関西学院大学商学部・助教

関西学院大学商学部卒業、関西学院大学大学院商学研究科博士課程後期課程修了、現在に至る。博士（商学・関西学院大学）。

【主要論文】「我が国の監査実務の現状と研究上の課題—監査の失敗に関する調査を中心に—」『関西学院商学研究』（関西学院大学大学院商学研究科研究会）第67号（単著、2013年）、「監査人の職業的懐疑心と経営者の誠実性の関係に関する考察」『関西学院商学研究』（関西学院大学大学院商学研究科研究会）第68号（単著、2014年）、「経営者等に対する監査人の信頼と職業的懐疑心」『會計』（森山書店）第187巻第3号（単著、2015年）等。

■ 担当箇所一覧

担当箇所	担当者
1. はじめに	町田祥弘
2. 日本の監査報酬の実態分析	(1) ～ (12) 町田祥弘・佐久間義浩 (13) 日米比較 林 隆敏
3. 日本公認会計士協会からの委託事項の調査	(1) ～ (3) 林 隆敏 (4) 日米比較の補足分析 林 隆敏・松本祥尚
4. 監査報酬の実証分析	高田知実・松本祥尚
5. おわりに	町田祥弘